

美浜発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)の概要について (コメント回答【高浜共通(一部)】)

2019年11月7日

関西電力株式会社

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

1. 本日の説明内容

1

【経緯】

美浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)においては、2019年7月31日に申請を行い、2019年8月以降、審査を進めて頂いていた。

- ○美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請(2015.3.17)
- ○美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請「補正」(2019.7.31)
- ○第1回 審査会合(2019.8.27)
- ▶ 今回、2019.8.27に実施した審査会合の、以下のコメントを踏まえ①②について、保安規定記載の妥当性を説明するとともに、③④について回答を実施する。

<2019年8月27日の審査会合でのコメント>

- ① : 先行プラントとの相違点だけではなく、保安規定変更に係る基本方針と整合していることを説明すること。また、LCOおよびAOTの設定根拠について、特に先行プラントで前例のない部分について、詳細な説明をすること。 ⇒ スライド 2 ~ 10
- ②:保安規定に反映すべき事項が漏れなく抽出されていることを、設置許可、工認の上流審査の添付(補足)資料を含めて説明すること。 \Rightarrow スライド $\boxed{3}$ 、 $\boxed{11}$ ~ $\boxed{13}$
- ③:火山灰対策について、個々のプラント特性に応じた対策の内容について説明すること。 \Rightarrow スライド $\boxed{14} \sim \boxed{20}$
- ④:美浜1, 2号炉の変更内容についても説明すること。⇒ スライド 21
- ▶ また、2019.10.15に実施した高浜発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査 会合での、以下のコメントについて、美浜、高浜共通案件として回答を実施する。
 - 重大事故等対処施設の使用開始前にあらかじめ実施する教育および訓練について、「あらかじめ」のタイミングについて説明すること。⇒ スライド 23
 - 訓練の結果が悪かった場合の対応について説明すること。⇒ スライド 24 The Kansai Electric Power Co., Inc

▶ 本申請に係る変更内容は、「保安規定変更に係る基本方針」の以下の項目毎の記載内容に基づき作成している。

| | 保安規定変更に係る基本方針の項目 | 変更に係る記載内容 | 変更条文 |
|-------------------------|--|--|---|
| 1. はじぬ | pic | 保安規定に記載すべき事項の基本的考え方。 | 全般 |
| 2. 新規 | 制基準における要求事項 | 保安規定に規定すべき項目、記載すべき事項、上流文書から の保安規定に反映すべき内容の考え方。 | 全般 |
| 3. 手順体 制の整 | 3.1 重大事故等及び大規模損壊発生時における体制の整備 | 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、教育訓練の実施について記載すべき事項。 | 第13条、第18条の5、6、 第131条、第132条、添付 3 |
| 備 | 3.2 火災、内部溢水発生時及びその他 設計基準対処設備に係る保安規定 の記載について | 火災、内部溢水、その他自然災害等(地震、津波、竜巻及び火山等)、その他要求事項(誤操作の防止等)について記載すべき事項。 | 第18条、第18条の2、2の 2、3、4、第131条、第 132条、添付2 |
| 4. 設備の 運用管 理につ | 4.1 L C O を設定する設備4.2 サーベランス設定方針4.3 L C O・要求される措置・A O T の設定方針 | 新規制基準を踏まえたLCOを設定する設備、サーベランスの方法、頻度、LCO設定の考え方、要求される措置、AOTの設定の考え方。 | 第70条、第85条 |
| いて | 4.4 予防保全を目的とした点検・補修 のために計画的に運転上の制限外に 移行する場合 | 予防保全を目的とした点検・補修のために計画的に運転上の制限外に移行する場合の基本的考え方および新規制基準で追加となった設備の考え方。 | 第89条 |
| | 4.5 新規制基準適用後の保守管理活動について | 新規制基準を踏まえた保守管理の考え方。 | 第120条 |
| | 4.6 可搬設備及び代替緊急時対策所 設備等の巡視点検について | 可搬設備等の系統から切離された設備の巡視点検の考え方。 | 第14条 |
| 5. その他 | 5. 1 原子炉主任技術者の選任について | 省令改正を踏まえた炉主任の選任等の考え方。 | 第9条 |
| COULE | 5.2 原子炉停止中における非常用 ディーゼル発電機の運用について | 新規制基準における電源設備の位置づけ。 | 第75条、附則 |
| | 5.3 制御室外停止機能(低温停止) のLCOについて | 制御室外停止機能が高温停止に加え、低温停止の要求が明確化されたこと係る保安規定への反映方針。 | 第34条 |
| | | | The Kansai Electric Power Co., Inc. |

2. コメント①②を踏まえた保安規定変更内容の説明

3

▶前回の審査会合にて説明した以下の特有事項の内、コメント①②を踏まえた保安規 定変更内容の説明として赤枠の変更を代表として説明する。

| ~ | | | |
|----|--|---|---|
| No | 条文 | 変更概要 | 妥当性の説明 |
| 1 | 第28条 (化学体積制御系) | 炉内構造物取替えに伴うほう酸タンクのほう酸水量制限値の変更 コメント②を踏まえ、詳細説明 11 ~ 13 | (1)保安規定審査基準 に適合していることを |
| 2 | 第47条 (1次冷却材漏えい率) | 原子炉格納容器内の1次冷却材漏えい率を原子炉格納容器サンプ水位計および 炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置 により監視することとし、運転上の制限等を規定 | 説明 (2)上流文書(設置許 可・工認)との整合 を説明 |
| 3 | 第73条 (外部電源) | 美浜3号炉は、単独プラントとなることから、外部電源については2回線以上を運転上の制限として規定(設置許可基準規則要求に基づき規定) | |
| 4 | 第85条 (重大事故等対処設備) | 85-4-5 代替炉心注水手段として整備した、送水車を用いた可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水 (仮設組立水槽を使用しない。) に係る運転上の制限等を規定 コメント①を踏まえ、詳細説明 4~10 | (1)保安規定審査基準 に適合していることを 説明 |
| 5 | | 85-6-3 原子炉下部キャビティ床面高さが原子炉格納容器最下層階部高さと同じであり、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器最下層部から原子炉下部キャビティへ優先的に流入しないことから、原子炉下部キャビティに十分な蓄水を行うための原子炉下部キャビティ注水ポンプを設置のうえ、運転上の制限等を規定 | ((2)保安規定変更に係 る基本方針と整合し ていることを説明 (3)上流文書(設置許 可・丁認)との整合 |
| 6 | | 85-8-1 重大事故等の収束に必要となる水源を確保するために整備した、 送水車を用いたタービン動補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注 水に係る運転上の制限等を規定 | を説明 (4)先行との差異を 説明 |
| 7 | | 85-15-6 給油作業の効率化の目的から、空冷式非常用発電装置への給油のために整備した可搬式オイルボンプ、空冷式非常用発電装置および電源車等への給油のために整備した燃料油移送ポンプについて、運転上の制限等を規定する | |
| 8 | 添付2 (火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準) | 溢水量の低減のため原子炉停止、高温停止及び低温停止(停止状態の維持を含む)に必要のない設備である、B 廃液蒸発装置、ほう酸濃縮液タンク、ほう酸濃縮液ポンプの運用停止を規定 | |

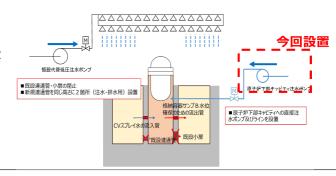
3. コメント①を踏まえた妥当性の説明【第85条(重大事故等対処設備)】(1/7)

4

〈変更内容〉

上流文書(設置許可・工認)に基づき、設置許可基 準規則等に適合するための重大事故等対処設備の規定を

【 例:85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ】



(1)保安規定審査基準への適合

実用炉規則第92条第1項第9号

【発電用原子炉施設の運転】

発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、 運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーベランス」という。)、LC Oを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。) 及び要求される措置の完了時間 (Allowed Outage Time。以下「AOT」という。) が定めら れていること。なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った 安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

- ○運転上の制限の対象機器として、設置許可基準規則等に適合するための重大事故等対処設備を追加
- ○重大事故等対処設備の確認事項(サーベランス)、要求される措置を追加

保安規定変更内容(第85条(代表箇所))

85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ - 原子炉下部キャビティ注水ボンブによる代替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水 -

| 1 | (1) | 運転. | $+ \sigma$ | 制 | 限 |
|---|-----|-----|------------|---|---|
| | | | | | |

| (I)AEHAL SOUTH | | | | | | |
|--|--|-----------|--|--|--|--|
| 項目 | 運転上の制限 | | | | | |
| 原子炉下部キャビティ注水ボンブによる代替原子炉格納容器スプレイ および原子炉下部キャビティ直接注水 | 原子炉下部キャビティ注水ボンブによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作 可能であること | | | | | |
| 適用モード | 設備 所要数 | | | | | |
| <u>モード1、2、3、4、5および6</u> | 原子炉下部キャビティ注水ポンプ | <u>1台</u> | | | | |
| | | | | | | |
| · | | | | | | |

(2)確認事項 ・・・・・・ (3)要求される措置 ・・・・・・

3. コメント①を踏まえた妥当性の説明【第85条(重大事故等対処設備)】(2/7) 5

(2)保安規定変更に係る基本方針との整合

第85条に規定する内容は、以下の「保安規定変更に係る基本方針」の内容と整合するよう、規定内容を作成している。

2.3 上流文書からの要求事項

(中略)

運

転 上

 \mathcal{O}

制 限

確

認

事

項

+

ベ

ランス

①基本設計が要求する事項

基本設計において安全解析の前提条件などになっており、設計上、運転管理段階での遵守が要求される事項(運転上の制限などによりその条件 に反すると直接に設置(変更)許可における設計条件に抵触するような性質のもの)

4.3 LCO·要求される措置·AOTの設定方針

(1) LCO設定の考え方

可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備および可搬型注水設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。) 第43条第3項第1号の解釈において「1基あたり2セット以上を持つこと」が要求されていることから、2NをLCOとする。(以下、本設備を「2 N要求の可搬型重大事故等対処設備」という。」)

その他の重大事故等対処設備については、基本的には1 NをLCOとし、各個別設備に対する設置許可基準規則の要求を踏まえて設定する なお、設置許可基準規則の要求を踏まえた多様な目的に対して、同一系統を使用する場合は、一括りにまとめてLCOを設定することができる。

4.2 サーベランスの設定方針

2) (中略) . プラント停止中のサーベランス

実系統、またはテストラインにより、設備を運転する。 ブラント運転中のサーベランス

設備の動作状況(振動、異音、異臭、漏れ等)の確認により運転上の制限を満足していることを判断するため、<u>実系統、またはテストラインにより</u> 、設備を運転する。 (中略)

重大事故等対処設備のサーベランス頻度の設定

新たに設定する重大事故等対処設備のサーベランスの実施においては、保全計画に定める点検計画(例)の点検頻度以内に実施することを計画

する。 重大事故等対処設備には常設設備と可搬設備があり、常設設備は系統に接続されているか、容易に接続可能な状態となっており、可搬設備に 量へテーステンとの間にはおおいる間に引かる間があり、おいる間は不同にはあいこれでいるが、各物には利用さればであっている。 ついては系統と切り関して保管された状態となっている。 この可搬設備の保守管理計画に定める点検計画(例)は、添付─1に示すとおりであり、サーベランスの運用管理の観点から、

頻度から最も短い3 ヶ月毎を上限とする。常設設備については、保守管理計画に定める点検計画(例)の点検・補修の実施頻度以内で設定する

4.3 LCO·要求される措置·AOTの設定方針

(1) AOT設定の考え方

c. 重大事故等対処設備に対する具体的なAOTの設定

(d) モード変更に係るAOT

設計基準事故対処設備がAOT 内に復旧できない場合のプラント停止等のモード変更に係るAOT は、日本の運転経験に基づき標準的なプラン ト停止操作に必要な時間として設定したものであり、LCO 逸脱時におけるプラント停止等のモード変更時においてAOT の長さに係る不具合等は 発生していない実績のある値である。従って、重大事故等対処設備がAOT内に復旧できない場合のプラント停止等のモード変更に係るAOTにつ いても設計基準事故対処設備のAOTを適用することが妥当である。

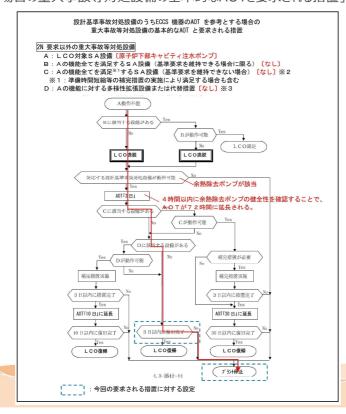
要 求 2 n る 措 置

6

(2)保安規定変更に係る基本方針との整合

【 例:85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ】

○原子炉下部キャビティ注水ポンプに対する具体的なAOTの設定については、「設計基準対処設備のうちECCS機器のAOTを 参考とする場合の重大事故等対処設備の基本的なAOTと要求される措置 Iのフローと整合するよう、規定内容を作成している。



※2:設置許可基準規則第五十一条の要求である原子炉 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器 の下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備として、 恒設代替低圧注水ポンプ及び原子炉下部キャビティ注 水ポンプを要求しているため、恒設代替低圧注水ポンプ は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設 備とはみなせない。

設置許可基準規則第五十一条の多様性の要求を 満足する設備である内部スプレポンプについては、交流 動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失(サポート系 機能喪失) 時は使用できないため、当該系統と同等な 機能を持つ重大事故等対処設備とはみなせない。

※3:当該設備において多様性拡張設備はあるが、代替す るための所定の性能等を満足することが確認できていな いため採用しない。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

コメント①を踏まえた妥当性の説明【第85条(重大事故等対処設備)】(4/7)

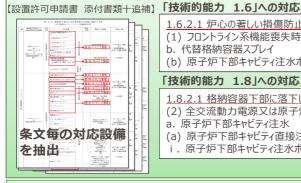
7

(3)上流文書(設置許可・工認)との整合

設置変更許可 添付書類十及び添付書類八の条文毎の設備リストにて、対応に必要な重大事故等対処設備を抽出し、 要求機能が同じであれば一括りに運転上の制限等を規定している。

【 例:85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ】

○技術的能力審査基準1.4,1.6,1.7,1.8,1.13及び設置許可基準規則第47,49,50,51,56条の設備を抽出



- 1.6.2.1 炉心の著しい損傷防止のための格納容器内冷却の手順等
- (1) フロントライン系機能喪失時の手順等
- b. 代替格納容器スプレイ
- (b) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

「技術的能力 1.8」への対応

- 1.8.2.1 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却手順等
- (2) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順等 a. 原子炉下部キャビティ注水
- (a) 原子炉下部キャビティ直接注水
- i.原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水

⇒ 設置許可に記載している条文毎に重 大事故等対処設備を確認し、運転 上の制限等の妥当性を確認 複数の要求事項でも、要求機能が 同じなので、一括りに運転上の制限

等を設定。

| No | 対応に必要な設備 | | | | |
|-------|-----------------|--|--|--|--|
| 1 | 原子炉下部キャビティ注水ポンプ | | | | |
| 2 | 空冷式非常用発電装置 | | | | |
| 3 | 燃料取替用水タンク | | | | |
| 4 | 復水タンク | | | | |
| 5 | 燃料油貯蔵タンク | | | | |
| 6 | 可搬式オイルポンプ | | | | |
| 7 | タンクローリー | | | | |
| 8 | 燃料油移送ポンプ | | | | |
| 9 送水車 | | | | | |
| 10 | 軽油用ドラム缶 | | | | |

【設置許可申請書 添付書類八】



「設置許可基準規則 第49条」への対応

第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 適合のための設計方針 第2項について

(2) 炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器内の 圧力及び温度並びに放射性物質濃度の低下

「設置許可基準規則 第51条」への対応

第五十一条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 適合のための設計方針

原子炉格納容器下部注水設備(原子炉下部キャビティ直接注水) として、燃料取替用水タンク又は復水タンクを水源とする原子炉下部キャ ビティ注水ポンプは燃料取替用水系を介して、原子炉下部キャビティに注 水することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な 水量を蓄水できる設計とする。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

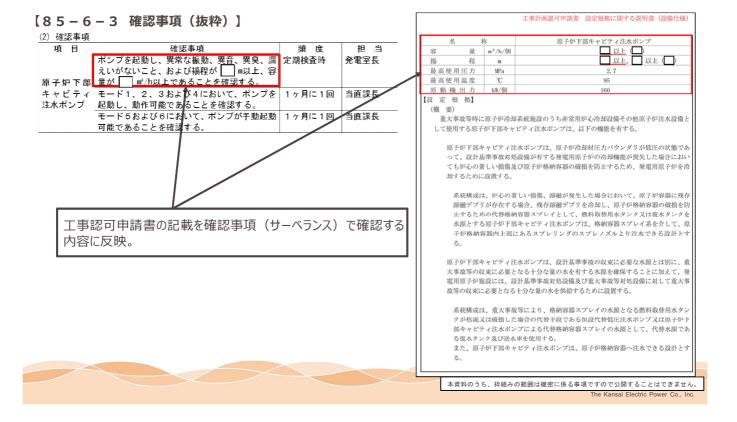
3. コメント①を踏まえた妥当性の説明【第85条(重大事故等対処設備)】(5/7)

8

(3) 上流文書(設置許可・工認) との整合

【 例:85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ】

原子炉下部キャビティ注水ポンプの工事認可申請書の記載を確認事項(サーベランス)で確認する内容に反映。



3. コメント①を踏まえた妥当性の説明【第85条(重大事故等対処設備)】(6/7)

9

(4) 先行との差異

第85条(重大事故等対処設備)の以下の条文において、設備構成等の違いにより先行プラントと保安規定の記載内容に差異があるため、この差異の理由と保安規定記載の妥当性を以下に示す。

なお、設備構成等の違いについて、上流規制(設置許可・工認)段階で、設置許可基準規則等の要求事項を満足することを確認している。

| 第85条 | 運転上の制限(LCO) | 先行プラントとの差異 | 差異の理由と保安規定記載の妥当性 |
|--|--|--|---|
| [85-4-5] 代替炉心注水 - 可搬式代替低圧 注水ポンプによる 代替炉心注水 - | 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替 炉心注水系 2 系統(仮設組立式水 槽なし)が動作可能であること | 先行プラントである大飯3,4号炉では、仮設組立水槽に海水を貯水し、可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する手順としている。 | 美浜は、設置スペースの確保を考慮し、可搬式代替低圧注水ポンプを用いた原子炉への注水では、仮設組立式水槽は用いない手順となっているため、運転上の制限等に仮設組立式水槽の規定は不要である。 |
| [85-6-3] 代替原子炉格納 容器スプレイ - 原子炉下部キャビ ティ注水ポンプによ る代替原子炉格 納容器スプレイお よび原子炉直接注 水 - | 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる 代替原子炉格納容器スプレイ系および 原子炉下部キャビティ直接注水系が動 作可能であること | 先行プラントである大飯3,4号炉では、原子炉下部キャビティ注水ポンプがない。 | 美浜は、原子炉下部キャビティ床面高さが原子炉格納容器最下層部高さと同じであり、格納容器スプレイ水が原子炉下部キャビティへ優先的に流入しないことから、原子炉下部キャビティに十分な蓄水を行うための原子炉下部キャビティ注水ポンプを設置している。それに伴い、原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ、原子炉下部キャビティ直接注水の <u>手順を整備しているため、原子炉下部キャビティ注水ポンプ他の運転上の制限等を規定している。</u> |

The Kansai Electric Power Co., Inc.

| 第85条 | 運転上の制限(LCO) | 先行プラントとの差異 | 差異の理由と保安規定記載の妥当性 |
|--|--|---|--|
| [85-8-1] 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) | (1) モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であることまたは(2)モード1、2および3において、復水タンクまたは送水車を用いたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること | 先行プラントである大飯3,4号炉では、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水は復水ピットからの供給のみであり、送水車を用いた海水からの直接供給は実施しない。 | 美浜は、復水タンクと燃料取替用水タンクが屋外に隣接して設置しているため、水源の多様化の観点から、送水車を用いたタービン動補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水の手順を整備しているため、送水車他の運転上の制限等を規定している。 |
| [85-15-6] 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備 | 用可能であること (3) タンクローリーの所要数が使用可能 | 先行プラントである大飯3,4号炉では、可搬式オイルポンプ、燃料油移送ポンプによる燃料補給は実施しない。 | 給油作業の効率化の目的から、空冷式非常用発電装置への給油のために可搬式オイルポンプ、空冷式非常用発電装置および電源車等への給油のために整備した燃料油移送ポンプを整備しているため、運転上の制限等を規定している。 |

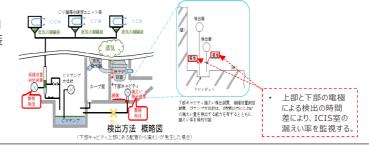
The Kansai Electric Power Co., Inc.

4. コメント②を踏まえた妥当性の説明【第47条(1次冷却材漏えい率)】(1/3)

11

〈変更内容〉

上流文書(設置許可・工認)に基づき、炉内 計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装 置を追加規定



(1) 保安規定審査基準への適合

実用炉規則第92条第1項第9号

【発電用原子炉施設の運転】

発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、 運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーベランス」という。)、LC Oを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定めら れていること。なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った 安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

○運転上の制限の対象機器として、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を追加

○炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の確認事項(サーベランス)、要求される措置を追加

保安規定変更内容(第47条(代表箇所))

(1次冷却材漏えい率)第47条

モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 表47

| 項目 | 運転上の制限 |
|---------|---|
| 原子炉 | (1) 原子炉格納容器サンブ水位計および <u>炉内計装用シンブル配管室Fレンピット漏えい検出装置</u> または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい |
| 格納容器内 | 率のうち、未確認の漏えい率が 0.23 m³/h 以下であること ^{※ 2} |
| への漏えい率 | (中略) |
| 原子炉 | (1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および <mark>炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置</mark> または凝縮液量測定装 |
| 格納容器内 | 置※3が動作可能であること |
| 混うい欧州生器 | (2) エード3お トブイ において 原子恒枚納突架サンプ水位計お トブル同内計装田>シブル配管会ドレンピット属ラい検出装置が動作可能であること |

※2:<mark>炉内計装用シンブル配管室ドレンビット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</mark>
※3:凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。

(2)上流文書(設置許可・工認)との整合

上流文書との整合の確認において、申請書の範囲にて運用事項を抽出する際に、まとめ資料(補足説明資料)を参照し、保安規定に反映すべき事項を必要に応じて補足した。その結果、第47条(1次冷却材漏えい率)がまとめ資料(補足説明資料)を参照するものとして抽出された。

[設置変更許可申請書 本文5号]

ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

- A. 3号炉
- (1) 一次冷却材設備
- (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造

(中略)

原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管系には適切に隔離弁を設ける設計とし、また、1 次冷却材の漏えいを早期に検出するため、漏えい監視設備を設ける。
設ける。

[工事認可申請書 資料 2 3 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に 関する説明書1

2. 基本方針

R C P B 配管からの1次系冷却材の漏えいの検出装置として、原子炉格納容器内への漏えいに対しては、格納容器サンプ水位計、凝縮液量測定装置、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置、放射線管理施設の格納容器ガスモニタ及び格納容器じんあいモニタを設置する設計とする。そのうち、R C P B 配管からの漏えいでないことが確認されていない原子炉格納容器内への漏えいに対しては、R C P B 配管の破断前漏えいを監視する観点から、凝縮液量測定装置並びに炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置又は格納容器サンプ水位上昇率測定装置により、1時間以内に0.23m³/h(1gpm)の漏えい量を検出する能力を有した設計とするとともに中央制御室に警報を発信する設計とする。なお、R C P B 配管からの漏えいでないことは確認されているが、1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えいについては、化学体積制御系統の充てん機能による1次冷却材確保等の観点から、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置により、2.3m³/h(10gpm)の漏えい量を検出する能力を有した設計とするとともに中央制御室に警報を発信する設計とする。

補足説明資料の内容

[説明書に係る補足説明資料 炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の新設について]

- 1. 炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の新設について
- (中略)
- (3)原子炉下部キャビティにおける未確認の漏えいの監視フロー及び保安規定変更方針

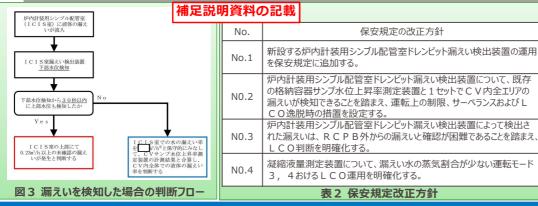
原子炉下部キャビティにあるICIS室へ液体の漏えいが流入した場合の漏えいの監視フローを図3に示す。また、図3を踏まえた保安規定変更方針を表2 および表3に示す。

表2、表3を踏まえた条文内容を規定(規定内容は次ページ)

The Kansai Electric Power Co., Inc.

5. コメント②を踏まえた妥当性の説明【第47条(1次冷却材漏えい率)】(3/3)

13



○補足説明資料に 示す、図3、表2、 保安規定の改正 案(表3)の内 容を保安規定へ反

保安規定変更内容(第47条(代表箇所))

(1次冷却材漏えい率)第47条

モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。

(中略)

2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (中略)

(2) 電気保修課長および計装保修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する (3) 当直課長は、モード1、2、3 および4 において、1 日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計および<mark>炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、</mark> また、モード1および2 において、1 日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。

なお、原子炉格納容器サンプ水位計、<mark>炉内計装用シンブル配管室ドレンビット漏えい検出装置</mark>または凝縮液量測定装置の<mark>いずれか</mark>が動作不能である場合、当直課長は、8 時間に 1 回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 表 4 7 - 1

| 項 目 | 運転上の制限 |
|---------|--|
| 原子炉 | (1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率 |
| 格納容器内 | のうち、未確認の漏えい率が 0.23 m³/h 以下であること**2 |
| への漏えい率 | (中略) |
| 原子炉 | (1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および <mark>炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置</mark> または凝縮液量測定装置※3 |
| 格納容器内 | が動作可能であること No.4 |
| 漏えい監視装置 | (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンブ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること |

※2: <u>炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</u> No.3

※3:凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません

6. コメント③: 美浜3号炉の火山灰対策について(1/7)

14

火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る、計画の策 定、実施および評価、そして継続的に改善していく管理の枠組みを規定。

▶ 具体的には、第18条の2の2に火山影響等発生時の体制の整備を定めるとともに、改正された規則の 要求のうち「手順書の整備」に関する事項については、保安規定の「添付 2 火災、内部溢水、火山影響 等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2およ び第18条の3関連)」に対応手順を定める。

保安規定変更内容(第18条の2の2、添付2(代表箇所))

第18条の2の2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。) における 原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内 部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。

添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条 の3関連)

3 火山影響等、降雪発生時

技術課長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画 を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な体制および手順の整備を実施する。

(中略)

3. 4 手順書の整備

(1)各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以 下の活動を実施することを社内標準に定める。

(中略)

- c. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策
- d. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策
- e. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策
- f. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策
- g. 通信連絡設備に関する対策

(以下、省略)

対応手順を記載



6. コメント③: 美浜3号炉の火山灰対策について(2/7)

15

▶ 改正された規則要求に対する対応を下表に示す。

| | 要求事 | 項(実用炉規則第八十四条の二) | 主な対応 | 詳細 | | |
|-----|-----|--|---|---------------|--|--|
| *** | イ | 火山影響等発生時における非常用交流 動力電源設備の機能を維持するための 対策に関すること。 | ディーゼル発電機の吸気ラインに改良型フィルタを取り付け、2台運転。電動補助給水ポンプにより炉心の冷却を行う。 また、海水ポンプモータが開放型であり、外気をモータ内に取り込む構造となっているため、除塵フィルタの取り外しを実施する。 | 16 ~ 18 | | |
| 第五号 | | イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 | タービン動補助給水ポンプを使用し、蒸気発生器 2 次側へ注水することにより炉心の冷却を行う。 | | | |
| | 八 | ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 | 燃料取扱建屋内へ配置した電源車を動力源とし、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)により蒸気発生器2次側へ注水することにより炉心の冷却を行う。 | 19 | | |
| | | その他、火山影響等発生時における発 | 緊急時対策所の居住性確保のための手順として、入口扉開放および入口 扉への仮設フィルタ取り付けを行う。 | 20 | | |
| 第: | 六号 | 電用原子炉施設の保全のための活動に関すること。 | 通信連絡設備の機能確保のための手順として、燃料取扱建屋内へ配置した電源車から給電を行う。 (燃料油貯蔵タンクから、直接燃料補給を実施する。) | 20 | | |

- 第八十四条の二の五のイおよび第八十四条の二の六においては、火山影響等発生時の想定として、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に示す手法に従い、美浜発電所 の降灰量(10cm)が24時間継続すると仮定することにより気中降下火砕物濃度を推定し、その環境下での対策を検討した。
- として対策を検討した。
- プラント毎の系統構成等の差異により、各手順に必要な要員数や想定時間は異なるが、構内に常駐して いるSA対策要員および運転員等により対応が可能であることを確認している。

要求事項(実用炉規則第八十四条の二) 主な対応 ディーゼル発電機の吸気ラインに改良型フィルタを取り付け、2 台運転。電動補助給水ポンプにより炉心の冷却を行う。 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機 第五号 また、海水ポンプモータが開放型であり、外気をモータ内に取り 能を維持するための対策に関すること。 込む構造となっているため、除塵フィルタの取り外しを実施する。

(1) 改良型フィルタの取付作業

ディーゼル発電機の機能を維持するための対策として、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。

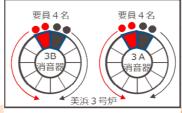
【取付作業の成立性】

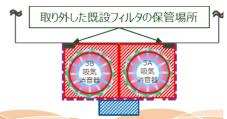
: 緊急安全対策要員8名(現場) 必要要員数 作業時間(想定):50分(移動10分、作業40分)

作業時間(模擬): 50分以内(移動10分以内、作業40分以内)

| | | | | | | | 経 | 過時間(分) | | | | | |
|-------------------------|----------------------|--|-----|----------|---------|------------------|---------------|---------|-----|--------|-----------|----------------|----|
| | | | î | 10 I |) 2 | 0 3 L | 0 4 I | 0 5 | 0 6 | 0 7 | '0 € I | 80 I | 備考 |
| 手順の項目 | 要員(名) (作業に必要な要員数) | | ▽噴ヶ | 火発生 ▽ | 7降灰于報(金 | 5量) 発令、発 | 電所対策本部 | 5長による作業 | | 7発電所敷地 | へ降灰到達 | | |
| ゴム・光の発表性。 ひ | | | | | 移動 | | | | | | | | |
| ディーゼル発電機への 改良型フィルタ取付 | 緊急安全対策要員 8 | | | | | 改良型フィ 既設フィ | イルタ取付 ルタ取外 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |







The Kansai Electric Power Co., Inc.

6. コメント③: 美浜3号炉の火山灰対策について(4/7)

17

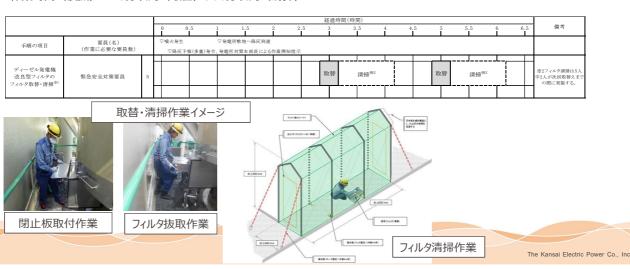
| | | 要求事項(実用炉規則第八十四条の二) | 主な対応 |
|-----|---|---|--|
| 第五号 | 1 | 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 | ディーゼル発電機の吸気ラインに <u>改良型フィルタを取り付け、2台運転。</u> 電動補助給水ポンプにより炉心の冷却を行う。 また、海水ポンプモータが開放型であり、外気をモータ内に取り 込む構造となっているため、除塵フィルタの取り外しを実施する。 |

(2) 改良型フィルタのフィルタ取替・清掃作業

ディーゼル発電機が起動した場合において、吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を行う。

【フィルタ取替・清掃作業の成立性】[1交換サイクル当たり] : 緊急安全対策要員 5名 (現場) 必要要員数 作業時間(想定):20分(取替)、60分(清掃)

作業時間(模擬): 20分以内(取替)、60分以内(清掃)



6. コメント③:美浜3号炉の火山灰対策について(5/7)

18

要求事項(実用炉規則第八十四条の二)

主な対応

第五号

火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機 能を維持するための対策に関すること。

ディーゼル発電機の吸気ラインに改良型フィルタを取り付け、2 台運転。電動補助給水ポンプにより炉心の冷却を行う。 また、海水ポンプモータが開放型であり、外気をモータ内に取り 込む構造となっているため、除塵フィルタの取り外しを実施する。

(3) 海水ポンプモータの除塵フィルタ取外し作業

ディーゼル発電機を冷却する海水ポンプモータの除塵フィルタ閉塞を防止するよう、除塵フィルタの取外しを行う。

【取外し作業の成立性】

: 緊急安全対策要員2名(現場) 必要要員数 作業時間(想定):50分(移動10分、作業40分)

作業時間(模擬):50分以内(移動10分以内、作業40分以内)

| | | | | | | 経過時 | 間(分) | | | | | |
|------------------------|-------------------------------|------------|---------|---------|---------|--------|---------|------|--------|-------|---|----|
| | | | 0 1 | 0 2 | 0 3 | 0 4 | 10 5 | ξ0 € | 0 7 | 0 8 | 0 | 備考 |
| 手順の項目 | 要員(名) (作業に必要な要員数) | | ▽噴火発生 ▽ | 7降灰予報(多 | 5量)発令、発 | 電所対策本部 | 8長による作業 | | ▽発電所敷地 | へ降灰到達 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 海水ポンプモータの | Mile de min de la Mile ver Mi | | | 移動 | | | | | | | | |
| 海水ポンプモータの 除塵フィルタ取外し | 緊急安全対策要員 2 | 緊急女主对東要員 2 | | | | 除塵フィル | レタ取外し | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |









The Kansai Electric Power Co., Inc.

6. コメント③: 美浜3号炉の火山灰対策について(6/7)

19

要求事項(実用炉規則第八十四条の二)

第 五 号

イに掲げるもののほか、火山影響等発 生時における代替電源設備その他のタービン動補助給水ポンプを使用し、 炉心を冷却するために必要な設備の 蒸気発生器 2 次側へ注水することに 機能を維持するための対策に関するこより炉心の冷却を行う。

主な対応

炉心冷却のための口項対応としては、既に整備済みの全交流電源喪失時の手順により対 応する。

主な対応

五 号 口に掲げるもののほか、火山影響等発 生時に交流動力電源が喪失した場 合における炉心の著しい損傷を防止 するための対策に関すること。

要求事項(実用炉規則第八十四条の二)

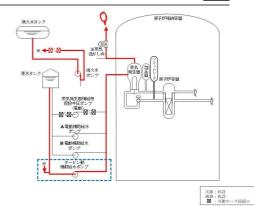
燃料取扱建屋内へ配置した電源車 を動力源とし、蒸気発生器補給用仮 設中圧ポンプ(電動)により蒸気発 生器 2 次側へ注水することにより炉心 の冷却を行う。

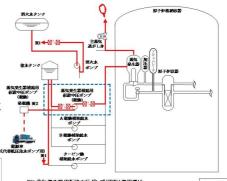
既に配備済みの多様性拡張設備である蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を 用いて蒸気発生器へ給水し炉心冷却を行う。

なお、八項で想定するシナリオに即した解析を実施した結果、SGへの給水が停止すること によりSGの水位が一時的に低下するものの、仮設中圧ポンプによる注水の効果により、継 続的な炉心冷却が維持できる。

【解析結果】

仮設中圧ポンプによる注水の効果により、蒸気発生器の水位は約23%以上に保たれる。 主蒸気安全弁の作動及び主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により、継続的な炉心 冷却が可能である。





※2 蒸気発生器用仮設中圧ポンプ(電動)発電機は、 電路(端子台)として使用するものであり、 給電を行う発電機は、電源車である。

実線:恒設 破線:仮設 図:可搬対

The Kansai Electric Power Co., Inc.

20

6. コメント③:美浜3号炉の火山灰対策について(7/7)

要求事項(実用炉規則第八十四条の二) 主な対応 緊急時対策所の居住性確保のための手順として、入口扉開放および入口扉への仮設フィルタ取り付けを行う。 通信連絡設備の機能確保のための手順として、燃料取扱建屋内へ配置した電源車から給電を行う。 (燃料油貯蔵タンクから、直接燃料補給を実施する。)

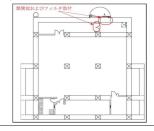
(1) 緊急時対策所の仮設フィルタ取付作業の成立性

緊急時対策所の居住性確保のための手順として、入口扉開放および入口扉への仮設フィルタ取り付けを行う。

【取付作業の成立性】

必要要員数 : 緊急安全対策要員2名 作業時間(想定): 50分(移動10分、作業40分)

| | | | ▽降師 | 子帳 | 経過時間 (分) ▽発電所敷地へ降灰到達 | | | | | | 備考 | |
|---------------------------------------|----------|-----------|-----|-------|----------------------|------|--------|---------|----|-----|-----|--|
| | | | 10 | 20 | 30 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | |
| 手順の項目 | 要員 (名) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 100 | | |
| | | | | 移動・連貫 | | | | | | | | |
| 緊急時対策所の 居住性確保に関 野急安全対策要 する手順 | 緊急安全対策要員 | B安全対策要員 2 | | | 聚急時対策 | F展開放 | | | | | | |
| | | | | | | | enter- | イルタ取り付け | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |



緊急時対策所入口扉へのフィルタ取り付け位置

(2) 燃料油貯蔵タンクを用いた電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)及び電源車への燃料補給作業の成立性

火山影響等発生時において、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)及び電源車の燃料を確保するため、燃料源と

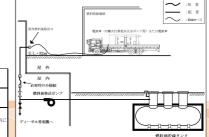
して既設非常用ディーゼル発電機燃料油移送ポンプラインから燃料を給油する。

【燃料補給作業の成立性】

必要要員数 : 緊急安全対策要員4名

作業時間(想定): 30分 作業時間(模擬): 30分以內





7. コメント④: 美浜1,2号炉の変更内容について

21

美浜1,2号炉(第2編)に係る主な変更内容の概要は以下のとおり。

| 変更概要 | 内容 | 代表条文 | 詳細 |
|---------------------|---|-------------------|---|
| | 品質保証規則改正の反映 | 第137条, 第138条 | 新規制基準に適合する保安規定内容の変更 |
| ①第1編と同様の 変更を行うもの | 主語の明確化 | 第169条 他 | に伴い、第1編(運転段階)と第2編(廃 |
| 変更を行うもの | 記載の適正化 | 第140条, 第152条 他 | 止措置段階)の規定内容を整合させた。 |
| ②1,2号運転員 の人数変更 | 確保すべき運転員の人数変更 (3名→4名) | 第147条 | 発電所の運用実態に合わせて、美浜3号炉 新規制基準対応に係る設置変更許可申請 時に変更しているため、上流規制の内容に合 わせて反映。 |
| ③実用炉規則の改 正に伴う変更 | 電源機能喪失時等の体制の整備に火山影響等発生時の体制の整備に関する事項を追記 | 第153条 | 保安規定審査基準の要求事項に対して、電源機能喪失時等の体制の整備に包含して対応を実施するよう反映。 |
| ④記載の適正化 | 安全・防災室長の職務の記載を 適正化、廃止措置工事の記載 を系統除染工事から核燃料物 質による汚染の除去に変更等 | 第141条, 第155条 他 | 表現の変更、記載の明確化等を実施。 |

▶ 2019.10.2 原子力規制委員会において特重施設に関連して保安規定審査基準が改正され、そのうち、教育訓練に係る要求事項については反映が必要なため、今後、補正申請にて対応する。

変更前 変更後 実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時におけ 実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時に る発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 おける発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に 実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始する 施すること。 に当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。 審 查 実用炉規則第92条第1項第23号 大規模損壊発生時におけ 実用炉規則第92条第1項第23号 大規模損壊発生時に 基 おける発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 る発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 準 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のため 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のた めの活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上 の活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期 定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を 的に実施すること。 開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施 すること。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

8. 特重に係る保安規定審査基準改正に伴う変更について (2/3) 【高浜共通】

23

- ○重大事故等対処施設の使用開始前にあらかじめ実施する教育および訓練について、「あらかじめ」のタイミングについて説明すること
- ⇒ 「あらかじめ」のタイミングについては、SA設備およびSA時の手順の保安規定の適用開始時期*1と同様、原子炉に燃料を装荷する前の使用前検査(三号検査*2)が終了となるQA検査による最終的な確認を受けた日までとする。
- ※1:原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査 終了日以降に適用する。
- ※2:三号検査がなく五号検査のみの場合は、五号検査。



The Kansai Electric Power Co., Inc.

8. 特重に係る保安規定審査基準改正に伴う変更について(3/3)【高浜共通】



- ○訓練の結果が悪かった場合の対応について説明すること。
 - ⇒力量付与後、成立性の確認訓練において、有効性評価における手順の成立性が確認できず、力量が確保できていないと判断した場合については、以下の、保安規定第13条および添付3に記載されており、体制から除かれる運用となっている。また、教育訓練を実施した結果、力量を持った要員が確保できない場合は、原子炉停止措置を実施することとしている。

(運転員等の確保)

第13条

(略)

- 5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。
- 6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。
- 7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。
- 8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。
- 9. 所長は、第6項、第8項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。

添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

(略)

(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置

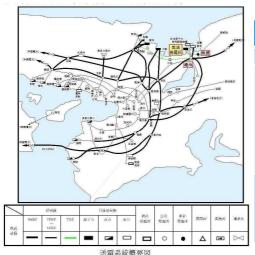
(略)

- b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。
- (a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。
- (b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。
- (c) (b)項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。
- (d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。
- (e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。

25

参考資料

▶美浜3号炉は、単独プラント※となることから、外部電源については2回線以上を運転上の制限として、 第73条に規定する。【前回審査会合にて、設置許可基準規則との整合をご説明。以下再掲】



※:美浜1,2号炉は2017年4月19日に廃止措置計画を認可済

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則 構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第三十三条 (保安電源設備) 第33条(保安電源設備) 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少 3 第4項に規定する「少なくとも二回線」とは、送受電可能な回 なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したもので 線又は受電専用の回線の組み合わせにより、電力系統と非常用 あって、当該設計基準対象施設において受電可 所内配電設備とを接続する外部電源受電回路を2 つ以上設ける 能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対 ことにより達成されることをいう。 象施設を電力系統に連系するものでなければなら 4 第4項に規定する「互いに独立したもの」とは、発電用原子炉 施設に接続する電線路の上流側の接続先において1つの変電所 又は開閉所のみに連系し、当該変電所又は開閉所が停止することにより当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止 する事態にならないことをいう。 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同 6 第6項に規定する「同時に停止しない」とは、複数の発電用原 一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を電 子炉施設が設置されている原子力発電所の場合、外部電源系が 力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪 3 回線以上の送電線で電力系統と接続されるこ 失した場合においても電力系統からこれらの発電 2 回線が喪失しても複数の発電用原子炉施設が同時に外部電 用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しな 源喪失に至らないよう各発電用原子炉施設にタイラインで接続す いものでなければならない。

る構成であることをいう。・・・・・

保安規定変更内容(第73条(代表箇所))

第73条(外部電源)

表 7 3 - 1

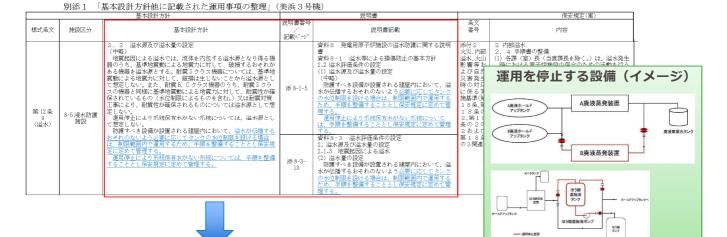
| 項目 | 運転上の制限 |
|------|---|
| 外部電源 | (1) 2回線*2以上が動作可能であること*3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること*4 |

- ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする(以下、各 条において同じ)
- ※3:送電線の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。
- ※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。

美浜特有の変更条文についての妥当性の説明 【添付2 内部溢水】

27

溢水量の低減のため原子炉停止、高温停止及び低温停止(停止状態の維持を含む)に必要のない 設備である、B廃液蒸発装置、ほう酸濃縮液タンク、ほう酸濃縮液ポンプの運用停止について、上流規 制(丁認)の記載に基づき、保安規定(添付2)に記載。



保安規定変更内容(添付2(代表箇所))

添付2 (火災、内部溢水および自然災害対応に係る実施基準)

- 2. 内部溢水
- 2. 4 手順書の整備
- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準に定める。
- 運用停止設備の管理

技術課長は、防護すべき設備が設置される建屋内での溢水量の低減を図るため、原子炉停止、高温停止および低温停止(停止状態の維持を 含む)に必要のない設備のうち、プラント運転に影響のない設備について運用の停止を行う。

- 28
- ▶ 代替炉心注水手段として整備した、送水車を用いた可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水 (仮設組立水槽を使用しない。)に係る運転上の制限等を規定する。
- ▶ 運転上の制限を設定する設備について、上流規制(設置許可)に基づき設備を抽出。





設置変更許可申請書の技 術的能力1.4及び設置許可 基準規則第47条他に記載 する設備(SA設備)につい て、運転上の制限を設定

| 保安規定審査資料 資料1別紙2(抜粋) | | | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------------|-------------|----------|----------------|--------------|
| 股價(死股+新穀) | 3.经接轮 | 影博 | 前製業事度 分類 | 常数 可搬 | 設備分割 | 重大事故等 クラス |
| B内部スプレポンプ | → 表 85- | 4-4 にて整理 | | 常設 | 常設計器重要重大事故防止設備 | SA-2 |
| 10股代替低圧注水ポンプ | → 表 85- | 6-2 にて整理 | | 常設 | 常設計器重要重大事設防止設備 | SA-2 |
| 然科取替用水タンク | 表 85- | 14-2 にて整理 | 里 ₅ | 76 22 | 常設耐霧重要重大事故防止設備 | SA-2 |
| 数水タンク | → 表 85- | 14-3 にて整理 | E | *12 | 常設計器重要重大事設防止設備 | SA-2 |
| A内部スプレクーラ | → 表 85- | 4-4(系に含ま | (れる) | 常設 | 常投粉聚重要重大事故防止投情 | SA-2 |
| 可搬式代替低圧注水ポンプ | | | _ | 17300 | 可接型電大事故等对処股側 | SA-3 |
| 健原度 可模式代替低圧注水ポンプ用) | 1000000 | 4-5 にて整理 | s | W7800 | 可接型重大事故等対処股價 | - |
| 池水車 | 45-1 | 格納容器再循環サンプスクリーン | | 27/90 | 可接指重大事故等対処股側 | SA-3 |
| | | | | ale and | ADDRESS AND DE | |

保安規定変更内容(第85条(代表箇所))

85-4-5 代替炉心注水 - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 -

(1)運転上の制限

| 1)選転上の制限 | | | | |
|------------------|-------------------------------------|------|--|--|
| 項 目 | 運転上の制限 | | | |
| 代替炉心注水系 | 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること | | | |
| 適用モード | 設備 | 所要数 | | |
| モード1、2、3、4、5および6 | 可搬式代替低圧注水ポンプ | 1台×2 | | |
| | 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) | 1台×2 | | |
| | 送水車 | 1台×2 | | |
| | | | | |

可能であること 仮設組立水

. . .

審査資料 通しページ-461 参照

槽に係る運転上の制限に係る規定なし

美浜特有の変更条文についての妥当性の説明 【第85条(重大事故等対処設備)

29

- 重大事故等の収束に必要となる水源を確保するために整備した、送水車を用いたタービン動補助給水ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水に係る運転上の制限等を規定する。
- ▶ 運転上の制限を設定する設備について、上流規制(設置許可 技術的能力1.2他)に基づき対応方法を規定。

保安規定審查資料 資料3 (抜粋)

:規定への記載内容(本文 十号 + 添付書類 + 【追補 1.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等】



ANTERSACION ANTERS

保安規定変更内容(第85条(代表箇所))

85-8-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)

審査資料 通しページ-565 参照

(1)運転上の制限

項目 運転上の制限

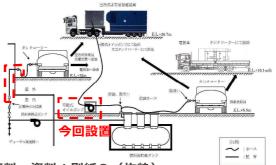
(1) モード1、2、3 および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること**1または (2) モード1、2 および3において、復水タンクまたは送水車を用いたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること**1**2**3

- ※1:動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。
- ※2:タービン動補助給水ボンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。
- ※3:タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。

美浜特有の変更条文についての妥当性の説明 【 第85条 (重大事故等対処設備)

- 給油作業の効率化の目的から、空冷式非常用発電装 置への給油のために整備した可搬式オイルポンプ、空冷 式非常用発電装置および電源車等への給油のために 整備した燃料油移送ポンプについて、運転上の制限等 を規定する。
- ▶ 運転上の制限を設定する設備について、上流規制(設





保安規定審查資料 資料1別紙2 (抜粋)

| THE PERSON NAMED IN COLUMN | 表 85-15-1 にて整理 | 100 | 常設重大事故機和設備 | - |
|----------------------------|-------------------------|--------|------------------------------|---|
| 然料盆貯蔵タンク | 表 85−15−11こ C 聖理 | 1120 | 常設耐需重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 | - |
| 可搬式オイルポンプ | 代替電源(直流)からの | 雅 | 可揪型重大事故等対処設備 | - |
| タンクローリー | 表 85-15-6 にて整理 。 | 11987 | 可撤型重大事故等対地設備 | - |
| 参料盆移送ポンプ | 表 85-15-2 にて 整理 | 1 R | 常設耐需重要重大事故防止設備 常設重大事故經和設備 | - |
| 200 K | 表 85-15-71、(榮理 | 10,185 | 可接受電大喜放整針包設備 | _ |

運転 上の制限

保安規定変更内容(第85条(代表箇所))

85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備 審査資料 通しページ-588 参照 (1)運転上の制限

| | 块 口 | 是私工の制限 | | | | |
|--|------------------------|---|------------------------|--|--|--|
| 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルボンプ、タンクロー (2) 可搬式オイルボンプの所要数が使用可能 (3) タンクローリーの所要数が使用可能 | | (1) 燃料油貯蔵タンクの油量が360 m ^{3×1} 以上あること (2) 可搬式オイルポンプの所要数が使用可能であること ^{×2} (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること (4) 燃料油移送ポンプの所要数が使用可能であること | | | | |
| | 適用モード | 設備 | 所要数 | | | |
| | モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料 | 燃料油貯蔵タンク | 360 m ^{3 × 1} | | | |
| | ピットに燃料体を貯蔵している期間 | 可搬式オイルポンプ | 2台※2 | | | |
| | | タンクローリー | 3台※3※ | | | |
| | | 燃料油移送ポンプ | <u>2台</u> | | | |

※2:空冷式非常用発電装置の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台含む。

美浜特有の変更条文についての妥当性の説明 【 第28条(化学体積制御系)】

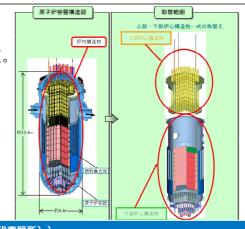
31

- ▶炉内構造物取替えに伴い原子炉容器頂部体積の増加 等により1次冷却材体積が約2m3増加する。この影響に より、出力運転中に安全上必要なほう酸水量が若干変更。
- ▶運転上の制限を設定する設備について、上流規制(エ 認)に基づき設定。

美浜3号炉 工事計画認可申請書(美浜3号炉新規制基準適合) 【平成28年10月26日認可】 添付資料(設定根拠)より抜粋

設計基準対象施設として使用するほう酸タンクの容量は、ほう酸水の濃度12wt%を踏まえ て設定する。燃料取替停止操作のために必要な量約36.0m^{3 (注1)} 及び、<mark>最大反応度価値を有</mark> する制御棒クラスタ1本が挿入されていない状態での低温停止操作のために必要な量17.6m°

(注2) を基に設定しており、これらの合計約53.6m3を、2個の容器に貯留するのに必要な容 量は26.8m³となるため、これを上回る容量として30.3m³/個以上とする。



保安規定変更内容(第28条(代表箇所))

第28条(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)) 表28-1

| 項 目 | 運転上の制限 | | | |
|------------------------|--|--|--|--|
| 化学体積制御系 ^{※ 2} | (1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること | | | |

※2:ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸注入弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 C充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 表28-2

| 項目 | 制限値 | 確認頻度 |
|-----------------|----------------------|--------|
| ほう素濃度 | 21,000 ppm 以上 | 1ヶ月に1回 |
| ほう酸水量 (有効水量) | <u>17.4</u> m³ 以上* ³ | 1週間に1回 |
| ほう酸水温度 | 65℃ 以上 | |



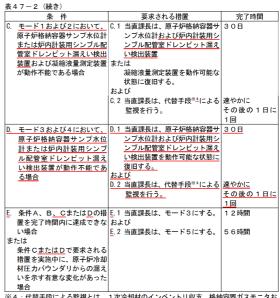
| 項目 | 制限値 | 確認頻度 |
|-----------------|---------------------|--------|
| ほう素濃度 | 21,000 ppm 以上 | 1ヶ月に1回 |
| ほう酸水量 (有効水量) | <u>17.6</u> m³ 以上*³ | 1週間に1回 |
| ほう酸水温度 | 65℃ 以上 | |

- 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。
- (1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンブ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。
- (2) 電気保修課長および計装保修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンブ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、 凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する※
 - なお、原子炉格納容器サンプ水位計<u>、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット温えい検出装置</u>または凝縮液量測定装置の<u>いずれか</u>が動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器に より原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。
- 3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。
- ※1:原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m³/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモ ニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。

| 表 4 7 一 1 | |
|---------------------|---|
| 項目 | 運転上の制限 |
| 原子炉格納容器内への漏えい率 | (1) 原子停格納容器サンフ水位計および炉内計差用シフ ル配管室ドレンピット選えい検出装置または凝縮液量 測定装置によって測定される漏えい中のうち、原子炉 冷却材圧力パウンダリからの漏えいでないことが確認 されていない選えい車(以下、「未確認知異えい車」と いう。)が (0.23 m/h 以下であること ²² (2) 原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置 によって測定される漏えい平ないことは確認されてい なが1次が却系からの漏えいでないことは確認されてい なが1次が却系からの漏えいでないことが確認されて いない漏えい車(以下、「原子炉冷却材圧力パウンダリ 以外からの漏えい率」という。)が 2.3 m/h 以下であ ること |
| 原子炉格納容器内 漏えい監視装置 | (1) モード1および足において、原子戸格納容器サンブ水 位計および戸内計装用シンブル配管室ドレンピット温 えい検出装置または凝縮液量測定装置 ²⁰ が動作可能で あること (2) モード3および4において、原子戸格納容器サンブ水 位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンビット温 えい検出装置が動作可能であること |

- ※2:炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい
- 器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。

| 表 | 47-2 | |
|----|--------------------------|--------------------------|
| | 条件 | 要求される措置 完了時間 |
| A. | 未確認の漏えい率が 0.23 | 3 A.1 当直課長は、制限値以下に回復 4時間 |
| | m³/h を超えた場合 | させる。 |
| | | または |
| | | A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力 4時間 |
| | | バウンダリからの漏えいでない |
| | | ことを確認する。 |
| B. | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | J B.1 当直課長は、制限値以下に回復 4時間 |
| | 以外からの漏えい率が 2.3 | 3 させる。 |
| | m ³ /h を超えた場合 | または |
| | | B.2 当直課長は、1次冷却系からの 4時間 |
| | | 漏えいでないことを確認する。 |



ectric Power Co., Inc

85-6-3 代替格納容器スプレイ

33

85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ -原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代 替原子炉格納容器スプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水-

| 項目 | 運転上の制限 | | | | | | | |
|---------------------|------------------------------|------------|--|--|--|--|--|--|
| 京子炉下部キャビティ注 | 注 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容 | | | | | | | |
| kポンプによる代替原子 | プレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能 | | | | | | | |
| 戸格納容器スプレイおよ | あること | | | | | | | |
| び原子炉下部キャビティ 直接注水 | | | | | | | | |
| 適用モード | 設備 | 所要数 | | | | | | |
| | 原子炉下部キャビティ注水ポンプ | 1台 | | | | | | |
| | 空冷式非常用発電装置 | <u> </u> | | | | | | |
| | 燃料取替用水タンク | ※2 | | | | | | |
| | 復水タンク | ※3 | | | | | | |
| E-F1, 2, 3, 4, 5 | 燃料油貯蔵タンク | ※4 | | | | | | |
| 3よび6 | 可搬式オイルポンプ | ※ 4 | | | | | | |
| | タンクローリー | ※ 4 | | | | | | |
| | 燃料油移送ポンプ | ※ 4 | | | | | | |
| | 送水車 | ※5 | | | | | | |
| | 軽油用ドラム缶 | % 6 | | | | | | |

- ※2: 「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3: 「85-14-3 復水タンク(燃料取替用水タンク補給系を含む)」において運転
- 上の制限を定める。 「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクロ 燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める タンクローリーおよび 「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」において運転上の制限を定め
- る。 「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定 める。

(2) 確認事項

| 項目 | 確認事項 | 頻度 | 担当 |
|-------|-----------------------|--------|------|
| | ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏 | 定期検査時 | 発電室長 |
| | えいがないこと、および揚程が m以上、容 | | |
| 原子炉下部 | 量が m³/h以上であることを確認する。 | | |
| キャビティ | モード1、2、3および4において、ポンプを | 1ヶ月に1回 | 当直課長 |
| 注水ポンプ | 起動し、動作可能であることを確認する。 | | |
| | モード5および6において、ポンプが手動起動 | 1ヶ月に1回 | 当直課長 |
| | 可能であることを確認する。 | | |

(3) 要求される措置

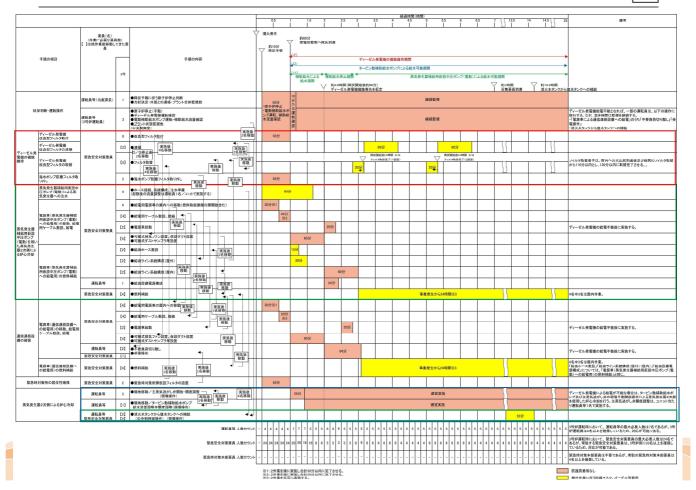
| <u>適用</u> モード | <u>条 件</u> | 要求される措置 | 完了時間 |
|----------------------|--------------------------------------|---|----------------------------|
| モード 1、2、3 および4 | A. 原子炉下部キャビティ注水ポンプが動作不能である場合 | A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**7とともに、その他の設備**8が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 | 4時間 7 2時間 |
| | B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 | B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 | 12時間 56時間 |
| モード 5 および 6 | A. 原子炉下部キャビティ注水 ポンプが動作 不能である場 | A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っ ている場合は、水抜きを中止する。 | <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> |
| | <u>H</u> | および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)またはモード6 (キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 | 速やかに |

運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※8:残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

火山影響発生時における対応のタイムチャート (美浜3号炉)







美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)の概要について (コメント回答【高浜共通(一部)】)

2019年12月12日

関西電力株式会社

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

1. 本日の説明内容

1

【経緯】

美浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)においては、2019年7月31日に申請を行い、2019年8月以降、審査を進めて頂いていた。

- ○美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請(2015.3.17)
- ○美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請[補正](2019.7.31)
- ○第1回 審査会合(2019.8.27)
- ○第2回 審査会合(2019.11.07)
- ○美浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請[補正](2019.12.9)
- ▶ 今回、2019.11.07に実施した審査会合の、以下のコメントを踏まえ①②③について、回答を 実施する。

<2019年11月7日の審査会合でのコメント>

- ①:設備の使用開始までに実施する訓練内容について今後説明すること。 (美浜、高浜共通) ⇒ スライド 2 ~ 7
- ②:火山灰対策に係る海水ポンプの除塵フィルタ取外しが、海水ポンプの機能に影響がないことについて詳細説明をすること。 \Rightarrow スライド $\boxed{8}$ \sim $\boxed{10}$
- ③:火山灰対策に係る蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(以下、「SG仮設中圧ポンプ」という。)によるハ項対応の解析結果について、解析条件の妥当性や不確かさへの考慮も含めて説明すること。 \Rightarrow スライド $\boxed{11}\sim\boxed{15}$

2. コメント①: 設備の使用開始までに実施する訓練内容(1/6)

2

(1) 保安規定審査基準の変更点

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正(令和元年10月2日 原規技発第1910022号)を受け、保安規定に基づく必要な教育および訓練の実施について以下のとおり整理する。

一部改正の内容

○実用炉規則第92条第1項第22号

重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。)に対処するために必要な事項を含むこと。

1.・2. (略)

3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。

○実用炉規則第92条第1項第23号

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施する

なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。

(説明のポイント)

論点①「**重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ**」とはいつまでか。

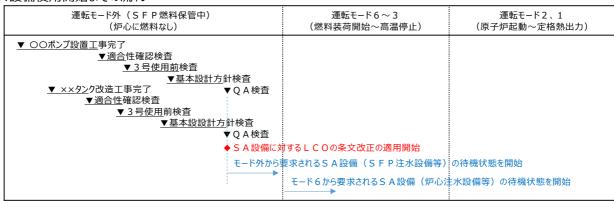
論点②「**あらかじめ必要な教育及び訓練**」とはどのような内容か。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

2. コメント①:設備の使用開始までに実施する訓練内容(2/6)

3

- (2) 論点説明(論点①「重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ」とはいつまでか。)
- SA設備使用開始までの流れ



- 〇全てのSA設備については、運転上の制限(LCO)として、「動作可能であること(=設備の待機状態の維持要求)」を保安規定に定めている。
- ○SA設備の新設・改造を行い、関連するLCOの条文改正を行う場合は、原則として当該LCOが要求される運転モードとなる前にLCOの条文改正の適用を開始することとしているが、その時期を明確にするため、関連する使用前検査等のタイミング(設備の状況等に応じて、3号使用前検査終了*1、5号使用前検査終了*1、一部使用承認等)に合わせて改正後のLCOの条文を適用することとし、いずれの使用前検査等のタイミングに合わせるかは、保安規定変更の都度、附則に定めている。
- S A 設備は、設計上期待する機能(準備時間等含む)を発揮させるためには、適切な力量を持った要員を確保することが必要。 ※1:検査の妥当性確認のため、Q A 検査までを含む。

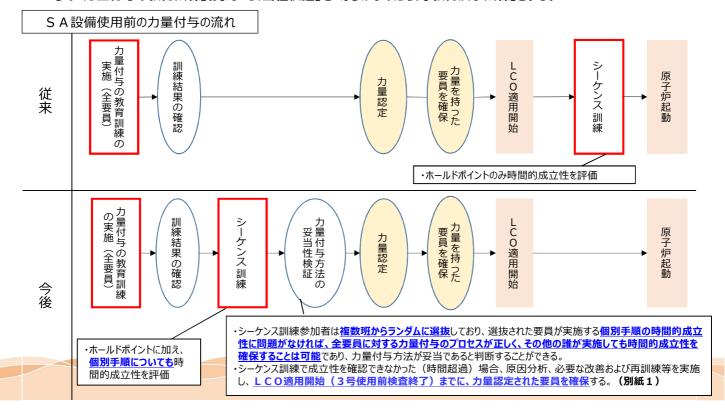
(対応方針)

SA設備の使用にあたっては、あらかじめLCOが適用され、設備の待機状態が維持されるが、併せて適切な力量を持った要員も確保する必要があるため、要員への必要な力量を付与する「あらかじめ必要な教育訓練」についても、LCOが適用開始される日 (使用前検査終了日等) までに実施する。

2. コメント①: 設備の使用開始までに実施する訓練内容(3/6)

4

- (3) 論点説明(論点②「あらかじめ必要な教育及び訓練」とはどのような内容か。)
- a. 対応方針
- 力量の付与に必要な教育訓練の実施に加えて、力量付与方法の妥当性を検証した後に力量認定を行うこととし、これ らの「力量付与の教育訓練」および「妥当性検証」を「あらかじめ必要な教育及び訓練」とする。

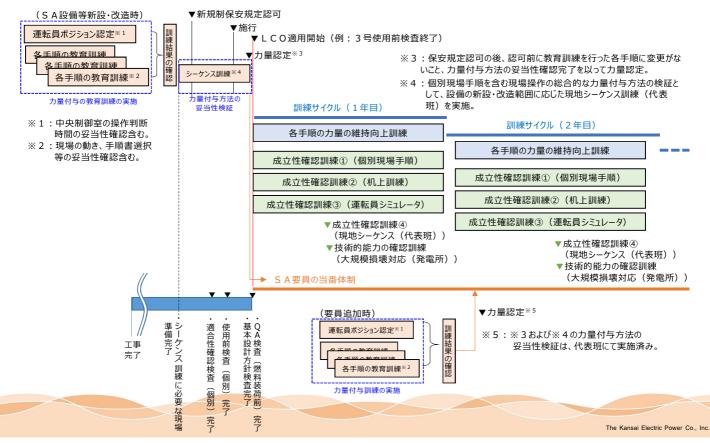


2. コメント①: 設備の使用開始までに実施する訓練内容(4/6)

5

b. 審査基準改正後の教育訓練プロセスの概念図

注:成立性確認訓練、力量付与の教育訓練の具体例を別紙2に示す。



保安規定審査基準の記載を踏まえて、以下のとおり対応する。 (保安規定変更認可申請書は別紙3のとおり。)

要員の確保

○ 運転員等の確保として、各課(室)長が重大事故等の対応のための力量を有する者を確保するにあたり、重大事故等 対処施設等の使用を開始するに当たっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する

重大事故発生時の体制の整備

- 重大事故等発生時の体制の整備として、以下を行う。
 - ・重大事故等対処施設の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※1。
 - ※1:重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、当番体制に入るまでに実施する。
 - ・具体的には、

力量の付与のための教育訓練

各課(室)長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、当番体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

- (ア) 各課(室) 長は、表 1 から表 1 9 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。
- (イ) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。

to., Inc

2. コメント①: 設備の使用開始までに実施する訓練内容(6/6)

7

大規模損壊発生時の体制の整備

- 大規模損壊発生時の体制の整備として、以下を行う。
 - ・重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※2。
 - ※2:重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、当番体制に入るまでに実施する。
 - ・具体的には、

力量の付与のための教育訓練

- (ア) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応・・・「重大事故等発生時の体制の整備」と同じ。
- (イ) その他の大規模損壊対応

安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者(以下「指揮者等」という。)または消火活動要員を新たに認定する場合は、 当番体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

- a 消火活動要員
- (a) 化学消防自動車から原子炉へ注入または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練
- (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練
- b 指揮者等
- (a)大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練
- (ウ) 安全・防災室長は、(イ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与方法の妥当性を確認する。

3. コメント②:海水ポンプモータの降下火砕物による影響評価(1/3)

8

美浜3号炉の海水ポンプモータは、火山影響等発生時に除塵フィルタを取り外して運転することから、降下火砕物によるモータ機能への影響について、荷重、閉塞、腐食、磨耗の観点で評価を実施した。評価結果を下表に示す。

| 影響 因子 | 気中降下火砕物濃度を考慮した評価 |
|----------|---|
| 荷重 | 想定する降下火砕物の層厚「10cm」は変わらないことから、荷重に対する評価は、新規制基準時と変わらず、問題ない。 |
| 閉塞 | 気中降下火砕物濃度を考慮し、除塵フィルタを取り外した場合でも、回転子が回転していることに加え、固定子と回転子の隙間(1.6mm)及びコアダクト間(10mm)が降下火砕物の粒径(1mm以下)より大きいため、通風路が閉塞することはない。また、通風路の構造(風が曲折、急変する構造)により、モータ内部まで侵入してくる火砕物は、降下火砕物の粒径1mm以下より、さらに小さいものとなると考えられる。(参考1)従って、短期間であれば、モータ冷却の阻害や電気的特性への影響はない。 |
| 腐食 | モータの外表面と内部は全て耐食性に優れた塗料を塗布しており、降下火砕物が付着したとしても、直ちに腐食が進むことはない。また、モータの固定子巻線と固定子コアは耐薬品性に優れたエポキシ絶縁で保護されており、モータや通風路に降下火砕物が付着した場合でも、短期間であれば、モータが降下火砕物によって化学的影響を受けることはない。 |
| 磨耗 | 火山灰混合空気による磨耗の影響が考えられるが、降下火砕物は砂より硬度が低くもろいことから、短期間であれば、磨耗によるモータの機能への影響はない。 |
| | 固定子コイルの絶縁材イメージ図 |

海水ポンプモータの主要構成部品

海水ポンプモータ構造図

以上のとおり、短期間(24時間程度)であれば、除塵フィルタを取り外した場合でも降下火砕物によるモータ機能への影響はないことを確認した。 本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

3. コメント②:海水ポンプモータの降下火砕物による影響評価(2/3)

9

次に、降下火砕物到達後24時間以降も海水ポンプの運転を継続することから、その影響について評価した結果を以下に示す。

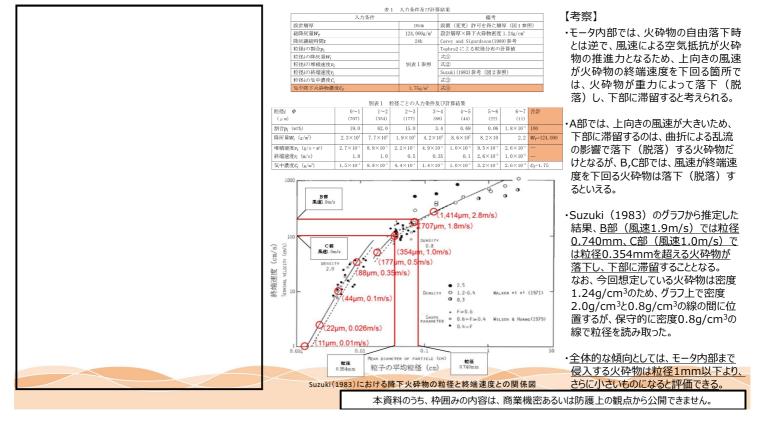
海水ポンプの運転継続に係る影響評価

- ・降下火砕物到達後24時間以降の海水ポンプの運転については、24時間経過以降に除塵フィルタを 取り付けた後、屋外設備として状況確認及び除灰等を行うこととしている。
- ・火山影響等発生時に除塵フィルタを取り外して運転したことによって、モータ内部に降下火砕物が付着していた場合においても、24時間経過以降に取り付けた除塵フィルタを通した清浄な冷却風によって、付着していた降下火砕物はモータ外部へ排出されていくと考えられるため、運転継続は可能と考えている。
- ・海水ポンプ運転中の健全性については、日常巡視点検にて外観点検、異音・異臭の有無及び現場温度計による排気温度、軸受温度の確認を行うことで、モータ内部の異常(閉塞、磨耗、腐食)を確認できる。
- ・海水ポンプモータに異常が確認された場合には、待機中の海水ポンプへの切替えることや海水ポンプ モータを予備機と取り替えることができる。

以上のとおり、24時間以降の海水ポンプの運転についても、問題ないことを確認した。

(参考)海水ポンプモータ内部まで侵入する火砕物の粒径に関する考察

モータ内部(固定子と回転子の隙間部分)に火砕物(粒径1mm以下)がすべて侵入しても、隙間が1.6mmと大きく、また、 回転子が回転しているため閉塞することはないが、実際にどれくらいの粒径の火砕物がモータ内部まで侵入するかについて考察した。



4. コメント③:火山灰対策に係るSG仮設中圧ポンプによる八項対応の解析結果(1/5)

11

(1)概要

八項で想定するシナリオに即した解析を実施した結果、SGへの給水が停止することによりSGの水位が一時的に低下 するものの、SG仮設中圧ポンプによる注水の効果により、炉心の著しい損傷に至らないことを確認した。 以下に主要解析条件および対応手順と事象進展を示す。

-美浜3号炉 主要解析条件 *-

| 項目 | 主要解析条件 | 条件設定の考え方 | |
|-------------------------------|---|--|---|
| 解析コード | M-RELAP5 | 新規制基準適合性確認審査で実績のあるコードを 使用。(主要条件のため記載) | |
| 炉心崩壊熱 | FP: 日本原子力学会推奨値 アクチニド: ORIGEN2 (サイクル末期を仮定) | サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が 高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため長期 冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が 高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。 また炉心平均評価用崩壊熱を用いる。 | [|
| 起因事象 | 原子炉手動停止 (解析上の時刻0秒) | 降灰予報「多量」から5分後(噴火から15分後) を設定。 | |
| 原子炉手動停止 | 高温停止状態維持 | 原子炉手動停止後、1次系濃縮完了までは | |
| 後の対応 | (15.4MPa[gage], 286.1°C) | 高温停止状態を維持。 | |
| 安全機能の喪失 | 外部電源喪失 | 発電所への降灰到達時(噴火から60分後)に外部 | |
| に対する仮定(1) | (原子炉手動停止から45分後) | 電源が喪失することを仮定。 | |
| 安全機能の喪失 に対する仮定(2) | 非常用所内交流動力電源喪失 (原子炉手動停止から105分後) | 降 灰 到 達 から60 分 間 の 非 常 用 ディー ゼ ル 発電機の機能維持を考慮。気中降下物濃度の2倍 濃度の火山灰による閉塞を想定した場合のDG機能 維持時間をフィルタ試験結果より保守的に設定。 | |
| 補助給水機能の 喪失に対する仮定 | 全交流動力電源喪失(SBO)と 同時に機能喪失 | SBOにより電動補助給水ポンプが停止。タービン動補助給水ポンプには期待しない。 | |
| 2次系強制冷却開始 (主蒸気逃がし弁開) | 原子炉手動停止から135分後 (全交流電源喪失から30分後) | SG仮設中圧ポンプ準備完了時間に弁の操作時間 10分を加えた時間を設定。(全交流電源喪失後に操 作現場に移動したのち、SG仮設中圧ポンプ準備完 了の連絡を現場で受けてからの手動操作を想定) | |
| SG仮設中圧ポン プによる蒸気発生 器への注水 | 蒸気発生器2次側圧力 2.5MPa[gage]にて注入開始 | 設備の仕様から設定 | |
| | | | |

水山噴水 (10分) 降灰子報「多量 ディーゼル発電機 改良型フィルタm/ 原子炉トリップ (15分) 用仮設中圧ポ (電動) 準備 外部電源喪失 ┰ ディーゼル発電機起動 :操作・確認 :プラント状態 非常用交流動力電源設備の 交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい 損傷を防止するための対 策 全交流動力電源喪失 (120分) 4 105分 準備完了 (原子炉トリップから 125 分後) . (150分) 135 分 1次冷却系統の冷却 蒸気発生器補給用仮設中圧 ポンプ (電動) による 蒸気発生器 2 次側への給水開始 (173分) *約 15 ※気発生器2次側を用いた冷却 ・蒸気発生器補給用板設中圧 ボンブ(電動)による 蒸気発生器体化確保・ 主蒸気急がし非による 1次冷却系統の冷却 + 主蒸気迷がし弁開度調整による 1 次冷却材圧力 1.7MPa[gage] (温度 208°C) 状態保持

美浜3号炉 対応手順と事象進展(八項)

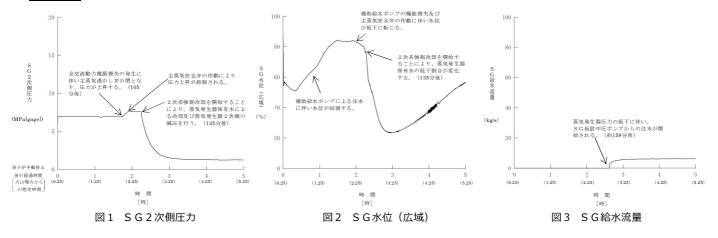
※これ以外の主要解析条件は原子炉設置変更許可申請書 添付書類十

The Kansai Electric Power Co., Inc.

全交流電源喪失(RCPシールLOCAが発生しない場合)と同様

(2) 美浜3号炉の事象進展の説明

原子炉の手動停止後、補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水及び主蒸気逃がし弁による1次系温度の維持により高温停止状態を維持する。45分後(火山噴火から60分後)に発生する外部電源喪失以降も、非常用ディーゼル発電機からの給電により高温停止状態を維持する。105分後(火山噴火から120分後)に非常用ディーゼル発電機が停止することにより全交流動力電源喪失および補助給水機能喪失が発生するが、135分後(火山噴火から150分後)に主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却を開始することで蒸気発生器の圧力が低下し、SG仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水は約158分後から開始される。それまでの約53分間は蒸気発生器への注水が停止するが、SG仮設中圧ポンプによる注水の効果により、蒸気発生器の水位は約23%以上に保たれる。



The Kansai Electric Power Co., Inc.

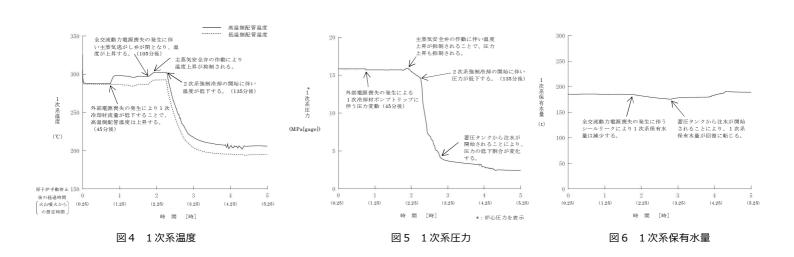
4. コメント③:火山灰対策に係るSG仮設中圧ポンプによる八項対応の解析結果(3/5)

13

(2)美浜3号炉の事象進展の説明(続き)

S G 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器 2 次側の保有水が確保できること、1 次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動及び主蒸気逃がし弁による 2 次系強制冷却により 1 次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。

以降は、1次系圧力1.7MPa[gage]にて蓄圧タンク出口弁を閉止し、1次系温度170℃、1次系圧力0.7MPa[gage]の状態まで減温・減圧し、安定停止状態に移行する。



(3) 不確かさの影響評価

解析結果に対する解析条件の不確かさの影響評価として、①炉心崩壊熱、②起因事象、③原子炉手動停止後の対応、④安全機能の喪失に対する仮定、⑤補助給水機能の喪失に対する仮定、⑥2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)及び⑦SG仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水それぞれの条件種別(初期条件、事故条件、操作条件及び機器条件)に関連する不確かさが評価結果に与える影響を確認した結果、不確かさを考慮した場合、蒸気発生器水位に対する余裕が大きくなることを確認した。

<解析条件の不確かさの影響評価結果(初期条件、事故条件)>

①炉心崩壊熱

現実的な崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、蒸気発生器水位は高め に推移する。

②起因事象,④安全機能の喪失に対する仮定

DGフィルタの捕集容量を現実的に考えると、SBO発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになるため、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移する。

⑤補助給水機能の喪失に対する仮定

SBO発生と同時に電動補助給水ポンプは停止する。また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件である。従って、不確かさはない。

なお、さらなる考察のため、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。

・運転員等操作時間に与える影響:

- ①②④⑤蒸気発生器水位が起点の運転員等操作はないため、運転員等操作時間に与える影響はない。
- ・評価結果に与える影響:
 - ①②④⑤蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

4. コメント③:火山灰対策に係るSG仮設中圧ポンプによるハ項対応の解析結果(5/5)

15

(3) 不確かさの影響評価 (続き)

<解析条件の不確かさの影響評価結果(操作条件)>

③原子炉手動停止後の対応

原子炉手動停止を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、評価結果に与える影響はない。

- ⑥ 2 次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開), ⑦ S G 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水
- S G仮設中圧ポンプの準備操作完了を受けて、主蒸気逃がし弁開操作を開始する。主蒸気逃がし弁の開放による 2 次系強制冷却開始後、S G 2 次側が既定の圧力まで減圧されれば、S G 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への 注水が開始される。
- SG仮設中圧ポンプの準備操作及び主蒸気逃がし弁開操作のそれぞれの操作時間は実際には短くなることを訓練等で確認していることから、2次系強制冷却開始時間は、解析上の想定に対して早くなる。このため、SG2次側減圧が早まり、SG仮設中圧ポンプから蒸気発生器への注水が早期に開始されることから、評価結果の余裕は大きくなる。

・要員の配置による他の操作に与える影響:

③と⑥の運転員操作は全交流動力電源喪失発生を起点に切り替わる操作であり、作業は重複しない。また⑦は、③⑥と異なる緊急安全対策要員による操作であり、作業は重複しない。従って、要員の配置による他の操作に与える影響はない。

・評価結果に与える影響:

- ③は評価結果に与える影響はない。
- ⑥⑦は蒸気発生器への注水が早期に開始されるため、評価結果の余裕は大きくなる。

<解析条件の不確かさの影響評価結果(機器条件)>

⑦SG仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水

設備仕様から設定していることから不確かさはない。

・運転員等操作時間に与える影響/評価結果に与える影響:

不確かさはないため、与える影響はない。

(コメント①関連)

別紙1:妥当性検証(シーケンス訓練)に時間超過した場合の対応フロー(SA設備使用前)

別紙2:成立性確認訓練および力量付与の教育訓練

別紙2-1:成立性確認(机上訓練)の実施方法

別紙2-2:技術的能力の成立性確認訓練(現場個別手順)の実施方法

別紙2-3:技術的能力の成立性確認訓練(運転員の現場個別手順)の実施方法

別紙2-4:中央制御室主体の成立性確認(シミュレータ訓練)の実施方法

別紙2-5:現場訓練による有効性評価の成立性確認(シーケンス訓練)の実施方法

別紙2-6:成立性確認訓練時に時間超過した場合の対応フロー(運転中)

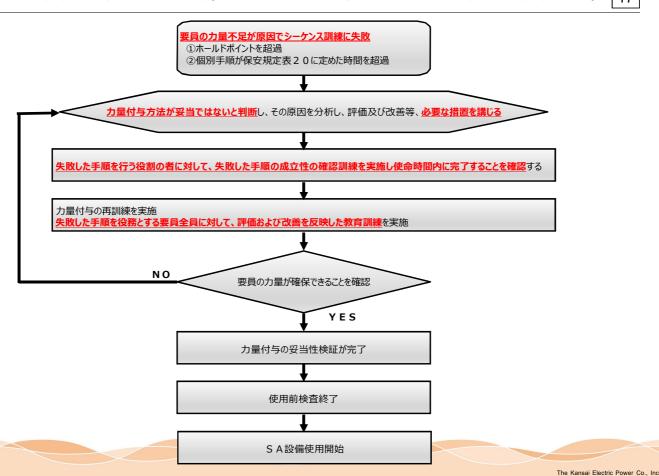
別紙2-7:力量付与訓練(緊急安全対策要員)の実施方法

別紙2-8:運転員の力量付与(ポジション認定)方法

別紙3:保安規定変更認可申請書(抜粋)

The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙1:妥当性検証(シーケンス訓練)に時間超過した場合の対応フロー(SA設備使用前)「17



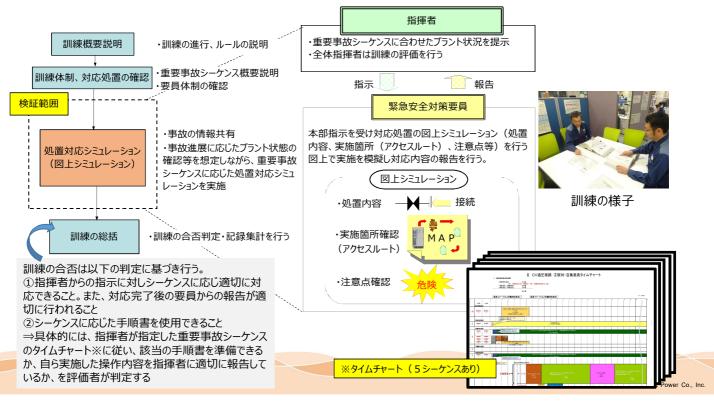
| | | ①成立性码 | 在認訓練の内容 | ○七早は5○訓練の中窓 | | | |
|----------|--------|---|---|--|--|--|--|
| | | (個別訓練) | (現地シーケンス訓練) | 一 ②力量付与の訓練の内容 | | | |
| 緊急安全 | 机上 | 重要事故シーケンスに応じて適切な手順書 を選択できること、指揮者との連携が適切に 行えることを机上シーケンス訓練として実施し 確認(別紙2-1) (全緊対要員) | 全ての重要事故シーケンスと技術的能力の現場手順を 網羅的に検証できる重要事故シーケンスを対象に、指 定した訓練班で実時間ベースの実働訓練を行い、適切 に対応できることを確認する。(別紙2-5) (代表班) | 個別訓練(机上訓練)と同じ。 (全要員候補者) | | | |
| 緊急安全対策要員 | 現場 | 個別の手順について、実機またはモックアップ 等を用いて、使命時間を遵守して対応ができることを、当該手順の実施に必要な要員数を揃えたうえで技術的能力の成立性確認訓練として実施し確認 (別紙2-2) (全緊対要員) | 使命時間を遵守できない手順があった場合、原因が要員の力量不足、もしくは力量に依存しない設備等の理由かを確認し、要員の力量が原因と認められた場合には、当該手順の力量付与方法が妥当ではないと判断し、当該手順の力量付与方法を改善した上で対応する全要員に対して改めて力量付与を行い使命時間を遵守でき | ①個別の手順について、実機またはモックアップ 等を用いて機器の取り扱い方法を習得(全 要員候補者) ②現場にて手順書に従った実機配置の確認及 び模擬操作を実施し、個別手順を習得(全 要員候補者) (別紙2-7) | | | |
| 涯 | 現場 | (緊急安全対策要員 – 現場と同様) (別紙 2 – 3) | るかを確認する。 (別紙 2 - 6) | 運転員の認定(補機、主機、制御員等)および机上・現場教育 (別紙2-8) | | | |
| 運転員 | シミュレータ | 中央制御室主体の成立性確認(シミュレータ)について、使命時間を遵守して対応ができることをシミュレータを用いて、当該手順の実施に必要な要員数を揃えたうえで成立性確認訓練として実施し確認。(全運転員)(別紙2-4) | _ | 運転員の認定(主機、制御員等)および机上 教育(全運転員) (別紙 2 - 8) | | | |

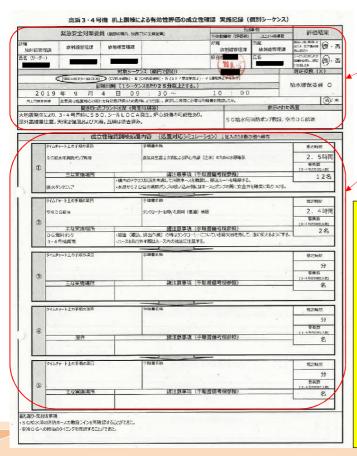
The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙2-1:成立性確認(机上訓練)の実施方法(1/2)

19

机上訓練では重大事故シーケンスに応じて適切な手順書を選択できること、指揮者との連携が 適切に行えることを全緊急時対応要員に対し確認している。次頁に記録例を示す。





実施者・評価者・合否判定 実施日時 対象シーケンス・訓練想定・役務名等

操作内容・使用した手順書・危険 ポイント・想定される操作環境 (天候等) に応じた留意事項を 順に記入

(1)基本的な読み進め方

- ·手順書に基づき今から○○を開始します。
- ・必要資機材は☆☆で、保管場所は××、**のルートで運搬します。 ・注意事項は△△なので□□しながら作業します。
- (手順書に図が添付されている場合は図を指で示しながら) ○○完了しました。次の手順へ移行します。
- (2)複数の手段の選択について
- ①復水タンク補給方法の選択
- 「3.重要事故シーケンスの概要」で海水を用いた復水タンク 補給となっているため、方法4で実施する。
- ②消防ポンプ敷設ルートの選択
 - (いずれのルートでも可、プレイヤーで決定)

例:第3ルート(海水ポンプ室取水)で行う。

この場合、浸水防止蓋を開放する注意事項があるため、 浸水防止蓋を開放後、吸込ホースを投入する。

③復水タンク接続先の選択(いずれも可、プレイヤーで決定)

例:復水タンクドレン弁へ接続する。

この場合、閉止フランジからホース接続口付きフランジへの 交換および復水タンクドレン弁の開放が必要となる。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙2-2:技術的能力の成立性確認訓練(現場個別手順)の実施方法

21

技術的能力の成立性確認訓練(要素訓練)では、個別の手順について、保安規定添付3に基づいた手法 により、実機またはモックアップ等を用いて、使命時間を遵守して対応ができることを、当該手順の実施に必要な 要員数を揃えたうえで技術的能力の成立性確認訓練として実施し確認している。(当該手順の対象要員は 必ずいずれかのチームに属し、全チームに対し訓練を実施する。)







技術的能力の成立性確認訓練(現場)では、個別の手順について、保安規定添付3に基づいた手法により、実機またはモックアップ等を用いて、使命時間を遵守して対応ができることを、当該手順の実施に必要な要員数を揃えたうえで技術的能力の成立性確認訓練として実施し確認している。(各ポジションに必要な操作について全て実施する。)なお、技術的能力の成立性確認(現場)実施時は、以下の記録表により各ポジションに求められる操作について、使命時間を遵守して対応が出来ているか判定を実施する。

| | 添付 技術的能力の成立性確認訓練記録表 | | | | Н | | _ | - | ш | | - | _ | - | 所加 | (第二 | 発電室 | _ | + |
|---|---|--------------------------|-------------|-------|----|---------|--------------------------|-------------|--------------------------|------------|-----|----------------|------|----------|------|-----|------|--------------|
| | | | | | Ш | | | | Ш | | | | | 対象ポジション | 912 | ΙÄ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 氏名 | L | | | |
| | 操作手順No. / 刘忠手段 | 評価手順 | 操作等所 安良款 | IK St | | 0 = 0 | (分) (分) (分) (分) | 型定合 時間(S | 別定! (S) (E) 模 | 9 00 00 | " i | 服备 通り 実施 | 判定服果 | 测定日 | | 测定音 | 灰百合《 |) 0.8 0.7 |
| | | 63-8th | 76.56 | А | | П | 20 | 1 | \vee | | Т | | Д | | | | | |
| 2 | 主蒸気速がし非(現場平動操作)による主蒸気速がし非の機能回復 | P696-01 | 4.6 | п | | °I° | 7 | | 6 | 7 | | Ī | Ŧ | . | | | | |
| | | 系统模纹 | 9.6 | A | П | /I /I | / 5 | . 10 | \angle | | Т | | д | x | T | | | Т |
| | | 加圧器送がし弁関操作 | 16 | A | Ľ | V | 7 5 | | \overline{Z} | | | | 害 | • | | | | |
| 3 | 重素ボンベ (代替制御馬空気供給用) による加圧器逃がし斉の機能回復 | 63-8h | 19.66 | Α | | | 15 | 45 | | | Г | | Д | x | | | | T |
| | | 不被構攻 | 16 | п | ľ | ĬĬ, | /]- | | 22 | Λ | ı | | 8 | • | | | | |
| | | 空冷式非常用発電装置起動 | 4.6 | A | П | · / | / 5 | | 4 | | Т | | Д | _ | | | | Т |
| | | 系統構成 (RHRS-CSS連絡ライン弁関操作) | 2.6 | A | ľ | 7/[| 7 | 1 " | \supset | | 1 | | 害 | x | | | | |
| | | 移動 | | Α | П | П | 15 | 1 | \vee | | Т | | | | | | | Т |
| | 恒設代替板圧注水ポンプによる代替炉心注水 | 不被構成 | 75.66 | A | LI | _ _ [| 71 | 30 | | | 1 | | а | _ | | | | |
| | 国政代替政正法水のノフにより代替が心法水 | ボンプ電源人 | 1.6 | п | Ů. | °I° | / 3 | | 2 | | 1 | | 8 | н | | | | |
| | | ボンプ起動 | | п | Ш | | 7 2 | 1 | 1 | \sim | 1 | | | | | | | |
| | | (4:th) | 76.66 | Α | П | | 5 | 1 - | \backslash | | т | | д | | | | | Т |
| | | RHRS-CSS連絡ライン弁電原入 | 16 | п | Ÿ | "I" | 7 | 1 | 1 | \sim | 1 | | 害 | н | | | | |
| | | 不被構成 | ++ | Α | П | / / | / 1: | i i | | | Т | | д | | Т | | | Т |
| | | ボンプ経動 | | A | 0 | /1/[| 7 | 20 | $\overline{\mathcal{D}}$ | _ | 1 | | - 1 | x | | | | |
| | A格納容器スプレイボンブ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 | 原子炉への往水線説 | 16 | п | ΙV | V | 7 - | | 3 | 7 | 1 | | 8 | | | | | |
| | | (9.8h) | 76.66 | А | П | П | 5 | 10 | \vee | | Т | | д | _ | T | | | Т |
| | | RHRS-CSS連絡ライン弁電解入 | 16 | п | 0 | ं ं | 7 5 | 10 | 3 | / | | | 害 | x | | | | |
| | | 不被構成 | | Α | П | / / | / 5 | | | | Т | | д | | | | | Т |
| | | ボンブ起動 | | А | 0 | /1/[| 7 | 13 | \supset | | 1 | | | н | | | | |
| | | がらへの往水雑ਈ | 16 | п | ΙV | V | 7 5 | | 3 | \nearrow | 1 | | Ŧ | | | | | |
| | B充てんポンプ (自己冷却) による代替が心弦水 | (9.8h) | | А | П | П | 18 | 1 | | | Т | | | | | | | Т |
| | | 不依構成 | 10.66 | п | ы | ماه | 7 2 | 63 | 20 | \nearrow | 1 | | д | н | | | | 1 |
| | | ベンティング及び通水 | 26 | п | ľ | Ĭ | 7 = | | 15 | \supset | Т | | 8 | | 1 | | | |

使命時間が遵守 されているか確認

The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙2-4:中央制御室主体の成立性確認(シミュレータ訓練)の実施方法

23

中央制御室主体の成立性確認訓練(シミュレータ)では、重要事故シーケンスについて、 保安規定添付3に基づいた手法により、シミュレータを用いて、使命時間を遵守して対応 ができることを、当該手順の実施に必要な要員数を揃えたうえで成立性確認訓練として 実施し確認している。

なお、中央制御室主体の成立性確認(シミュレータ)実施時は、以下の記録表により 求められる操作について、使命時間を遵守して対応が出来ているか判定を実施する。

重要事故シーケンス 成立性確認チェック票。

| | | | | ₹ | エック棚。 | | | | |
|-----|----------------------------|---|------------------------|----------------|---------------------------|-------|---|--|--|
| 善. | | 操作內容。 | 化 硅锰型 。 甲唑氏。 | D.操作。 (中央)。 | N.指示。 (現場)。 (対策本部)。 | 二判定。 | 優考。 | | |
| | | (1)原子炉トリップ及びタービントリップを確認。 | a | a | a | a | a | | |
| 1., | ブラントトリップの確認。 | (2) 非常用母線及び常用母線の電圧を確認し、所内電源及び外部 電源喪失の有無を判断。 | .1 | a | ā | | | | |
| | | (1) 補城合水系の機能喪失判断。 【すべての悪気発生器水位(狭域)計指示が0%未満及びすべての 悪気発生器補政合水流監計指示の合計が125m以5未満し。 | a | a | ā | a | a | | |
| 2., | 補助給水系の機能喪失の判 断及び喪失時の対応。 | (2) 電動補助給水ボンブ、タービン動補助給水ボンブの機能回復 操作(中央起動操作 → 現場登機作)。 | a | 3 | - 7 | | (補助給水ボンブは、回復しないことを摸擦)。 | | |
| | BID O HEADY WARE. | (3)主給水ボンブによる蒸気発生器への注水操作。 (中央延強操作 → 現線延延操作)。 | a | a | 3 | | (主給水ポンプは、回復しないことを模擬) 。 | | |
| | | (4) 杰克発生器輸給用仮設中圧ポンプによる杰克発生器への注め 準備(発電所対策本部ペシ水準備依頼)。 | a | 3 | 3 | | (森気発生器補給用仮設中圧ポンプは、起動準備 時間がかかることを模擬)。 | | |
| | | (1) 1次系のフィードアンドブリード職評断↓ 【すべての恋気発生器水位(広域)計指示が10%未満)。 | -1 | | 9 | [::]. | | | |
| | 1次系冷却系のフィードア | (2) 1次系のフィードアンドブリード開始↓ (非常用炉心冷却設備作動信号手動発信+加圧器逃がし弁 手動開)。 | ā | ā | a | 良・不可, | <確認ポイント>。 すべての素気発生器水位(広矩)が10%未満と れば5分に内に1次系のフィードアンドブリード | | |
| 3., | ンドブリード運動操作。 | ・非常用炉心冷却酸備性が信号手動発信。 | | | | .1 | REAL . | | |
| | | ・高圧込ポンプの超跡離認。 | | | | a | ・格納容器隔離信号の確認はチェック項目としなし | | |
| | | ・加圧器進がし弁の手動開。 | | | | | | | |

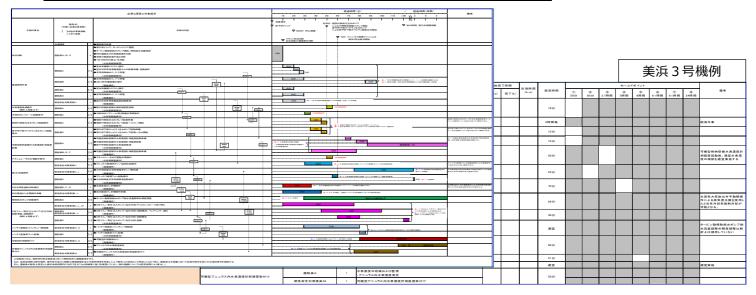
使命時間が遵守されているか確認

The Kansai Electric Power Co., Inc

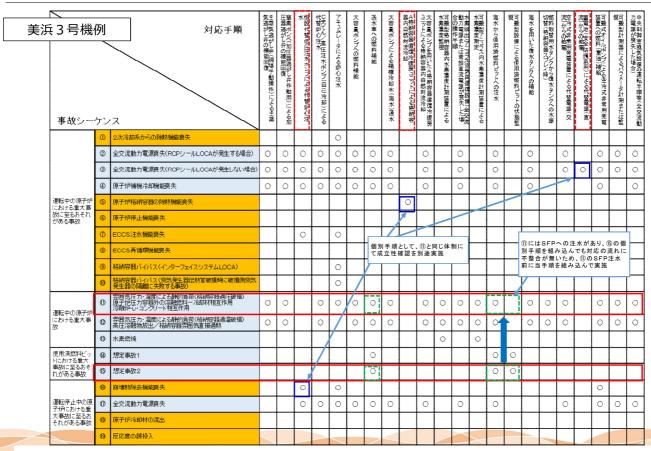
代表シーケンスに対して、緊急時対策本部と中央制御室及び現場の連携が図られ、手順書に従い有効性評価の成立性担保のために必要な操作が、完了すべき時間であるホールドポイント**内に完了できることを確認する。

- ※ホールドポイントとは以下の制限時間をいう。
 - ①重要事故シーケンスの解析結果に直接影響がある操作を完了すべき時間
 - ②被ばく評価に影響する操作を完了すべき時間

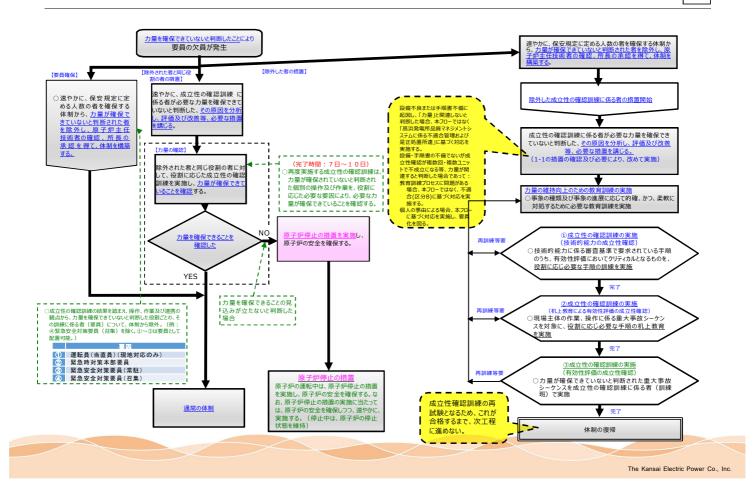
なお、力量付与方法の妥当性検証として実施するシーケンス訓練においては、ホールドポイントだけでなく、個別操作手順の時間も各完了時間内に完了できることを確認する。



別紙2-5:現場訓練による有効性評価の成立性確認(シーケンス訓練)の実施方法(2/2) 25



⑪シーケンスに不足する手順を組み込んでおり使命時間が設定されている対応手順が全て含まれる



別紙2-7:力量付与訓練(緊急安全対策要員)の実施方法

27

力量付与訓練は、当該設備の所管箇所の長が指名した者(設備に詳しく、かつ手順を担当している者) が講師となり、使命時間内で実施できることを予め確認したうえで制定した手順書を用いて、それぞれを全要 員候補者一人ひとりに対し、以下の実施方法にて行っている。



The Kansai Electric Power Co., Inc.

運転員の認定に用いる実習教程表に、重大事故等発生時の対応について定めており、 力量付与時に各ポジションに求められる力量を満たしていることを確認実施。

| 高逝 | 3.4号機 重大車故に至る恐わ | がある事故若しくは重大事故が発 | 生した日 | 44 | の処置 | (ポジ | ション共通 | i) | | 3、甲央利衛至ぐの採摘3 5、第一発電室員も対象 | *IF & C M > < = | √ − タ設備の対応にて確認する。 | |
|----------|--------------------------|-------------------------|--------|--------|------|-------|------------|----------|---------|-----------------------------|---------------------|-------------------|--|
| 110 12 1 | 手順の項目 | 手術詳細 | 操作場所※: | T | 想定時間 | | V 11 // // | 修得レベル | ※3:高灰発電 | 所 第一発電室員のみ対象 確認者 | | 技術的能力の要素 | |
| | | | | 移動 操作 | | 台計 | 料御員 | 主帳員 | 報報員 | | | | |
| | | の重大事故の発生及び拡大の脐止に必要な | 指置を実施 | する | ためだ | 必要な技術 | 等的能力に係っ | る審査基準 | | | | · | |
| 1. 1 泵 | 参停止失敗時に発電用原子炉を未鑑界 | にするための手順等 | | _ | | | | | | | | | |
| | | 原子炉手動トリップ | | | 1 | | | / | 1 / | | | | |
| | | MGセット電源新(所内母祿しゃ断器開放) | 中央 | | 2 | 18 | | | | | | | |
| | 手動による原子炉緊急や止 | 制御绔手勃扬入 | | | 15 | | | | | | 事故時操作所則 | 第二部 | |
| | | 88 th | | | 1 | | | 「未略界の維持」 | | | | | |
| | | MGセットしゃ新器環場開放 | 現場 | | 3 | 14 | | | | | | | |
| | | 原子炉トリップしゃ断器現場開放 | | | 3 | | | | | | | | |
| 1.1_2 | 原子炉出力抑制(自動) | ATWS緩和設備の作動雑認 | 中央 | | 10 | 10 | | | | | 事故時操作所則 「未略界の維持」 | 第二部 | |
| | | タービントリップのS操作 | | | 1 | | | 1 | | | | | |
| 1. 1_3 | 原子炉出力抑制 (手動) | 主索氛隔離弁閉操作 | 中央 | | , | 3 | | | | | 事故時操作所則 「未臨界の維持」 | 第二部 | |
| | | 電動及びタービン動補助給水ボンブの手動超動操作 | | ****** | , | | | | | | | | |
| . 1_4 | 度う輸水注入 | 杀疣 釋成 | 中央 | | 5 | 5 | | | | | 事故時操作所則 「未略界の維持」 | % — # | |

| | 子順の項目 | 学期 評細 | 操作場所 ※1 要員数 | 想定F | 時間 (分 | | x 200 E | 1象ボジション 主機員 | 補模員 | 確認者 | 使用數材 | 有效 | 性評価の要素 |
|------|----------------------------------|------------------------------------|-------------------|-----|-------|---------------|---------|----------------|-----|-----|--|----|--------|
| 实用岩電 | 用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大る | *並の完生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために点 | 必要な技術的 | 館力に | | _ | , | | | | 1 | | |
| 要事業シ | ーケンス成立整備器 | | | | | | | | | | | | |
| | からの除禁御施突央(主義水液量変失+葡萄線水失ル) | | | | _ | | | | | | | | |
| - | 事象の概要 | 事象の概要を理解している。 | | | | $\overline{}$ | | | | / / | | | |
| | | 関連パラメータによる対応操作を理解している。 | 中央/現場 | / | / | Į | | | | / / | 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (シミュ タによる成立性確認) チェックシート 事故時操作所則 | | |
| | | 確認のポイントを理解している。 | | | _ | | | | | / / | | | |
| | ME | 対応操作が実施できる。 | 中央/現場 | | | | | | | 1 1 | 中央制御室主体の操作に係る成立 タによる成立性確認) チェックシ 事故時操作所用 | | |

The Kansai Electric Power Co., Inc

別紙3:保安規定変更認可申請書(抜粋) (1/6)

美浜3号機例

29

(運転員等の確保)

- 第 13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する
 ※1。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。
- 2. 発電室長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。
- 3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。
- 4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する※1。また、技術課長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3に定める人数を常時確保する。
- 5. 技術課長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。
- 6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。
- 7. 技術課長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。
- 8. 技術課長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。
- 9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。
- ※1:重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

(略)

(凡例)

○ <u>黒字黒下線</u>: 12月9日補正申請前の変更申請箇所 ○ 赤字赤下線: 12月9日補正申請での補正箇所

(重大事故等発生時の体制の整備)

- 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。) における原子 炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。
- 2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。
- 3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。
- 4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。
 - (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項
 - (a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。
 - (2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項
 - (a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※1こと。
 - (b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。
 - (c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。
 - (d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。
 - (e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。
 - (3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならび に必要な資機材の配備に関すること。

(略)

※1:重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員 (当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまで に実施する。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙3:保安規定変更認可申請書(抜粋) (3/6)

31

(大規模損壊発生時の体制の整備)

- 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。
 - (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。
 - (2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項
 - (a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力 量の付与のための教育訓練を実施する**1こと。
 - (b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。
 - (c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために 必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技 術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。
 - (d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。
 - (e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。
 - (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。

(略)

※1:重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対 処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対 応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備 の使用を開始するまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本 部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13 条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。

(施行期日)

- 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。
- 2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3 項を除く。)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。
- なお、第13条(運転員等の確保)については、3号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。
- 3. 第85条 (重大事故等対処設備) のうち、原子炉下部 キャビティ水位計に係る規定については、原子炉の運転モード 5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。

The Kansai Electric Power Co., Inc.

添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の 衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 – 1 から表 – 1 9 に定める。なお、多様性拡張設備を使

用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。

1 重大事故等対策

(略)

(2) 教育訓練の実施

ア 力量の付与のための教育訓練

各課(室)長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日 (使用前検査終了日等)までに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、 第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

- (ア) 各課(室)長は、表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。
- (イ) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。
- イ 力量の維持向上のための教育訓練

(略)

ウ 成立性の確認訓練

(略)

The Kansai Electric Power Co., Inc.

別紙3:保安規定変更認可申請書(抜粋) (5/6)

33

2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備

(略)

(2)要員への教育訓練の実施

各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時に おける各要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。

また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別の教育訓練を実施する。

さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。

- ア 力量の付与のための教育訓練
 - (ア) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応

「添付3 1.1(2)教育訓練の実施ア力量の付与のための教育訓練」と同じ。

(イ) その他の大規模損壊対応

安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を 行う通報連絡者(以下(2)において「指揮者等」という。)または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入る までに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

- a 消火活動要員
 - (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練
 - (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練
- b 指揮者等
 - (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練
- (ウ) 安全・防災室長は、(イ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。

1 力量の維持向上のための教育訓練

(略)

ウ 技術的能力の確認訓練

(略)

- その他の補正申請内容
- (1) 実施者(主語)の適正化

(資機材等の整備)

- 第18条の4 各課(室)長は、次の各 号の資機材等を整備する。
 - (1) 所長室長および電気保修課長は、 設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。

(略)

(原子力防災資機材等の整備)

第192条 <u>安全・防災室長</u>は、原子力 防災組織の活動に必要な放射線障害 防護用器具、非常用通信機器等を定 めるにあたり、所長の承認を得る。

(2)記載の適正化

添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

ウ 成立性の確認訓練

安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長 の承認を得る。

安全・防災室長および発電室長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策 要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。

(ア) 成立性の確認訓練を以下のa項、b項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 (略)

b 現場主体の操作に係る成立性確認

(略)

(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認

現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスについて、緊急安全対策要員を対象に年 1 回以上実施する。

- I 全交流動力電源喪失(RCPシールLOCAが発生しない場合)
- Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)
- Ⅲ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)
- IV 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故(想定事故2)
- V 全交流動力電源喪失(運転停止中)
- (c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認

現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIおよびⅡの 重要事故シーケンスを統合したシーケンスに、Ⅲ、Ⅳ、およびVの重要事故シーケンスのうち現場で実 施する個別手順を加え、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員で 構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。

- I 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)
- Ⅱ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故(想定事故2)
- Ⅲ 全交流動力電源喪失(RCPシールLOCAが発生しない場合)
- IV 原子炉格納容器の除熱機能喪失
- V 崩壊熱除去機能喪失
- ※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。